

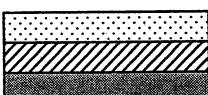
健康ちば21(第2次)取組の評価【集約】

目 次

| | |
|----------------------------|---------|
| 0. 総合目標 | P 1 |
| I. 個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備 | |
| 1. 栄養・食生活 | P 2~4 |
| 2. 身体活動・運動 | P 5~6 |
| 3. 休 養 | P 7~8 |
| 4. 飲 酒 | P 9~10 |
| 5. 喫 煙 | P 12~14 |
| 6. 歯・口腔の健康 | P 16~18 |
| II. ライフステージに応じた心身機能の維持・向上 | |
| 1. こころの健康づくり | P 20~22 |
| 2. 次世代の健康づくり | P 23~24 |
| 3. 高齢者の健康づくり | P 26~28 |
| III. 生活習慣病の発症予防と重症化防止 | |
| 1. がん | P 30~32 |
| 2. 循環器疾患 | P 34~36 |
| 3. 糖尿病 | P 38~40 |
| 4. COPD（慢性閉塞性肺疾患） | P 41~42 |
| IV. つながりを生かし、健康を守り支える環境づくり | |
| 1. 地域社会のつながりの醸成 | P 44~46 |
| 2. 健康支援のための社会参加・社会貢献 | P 44~46 |
| 3. 健康格差の実態と要因分析 | P 44~46 |

○達成度（ランク）の見方

- A:現状が目標に達した
- B:現状値が目標に達していないが改善傾向にある
- C:現状がかわらない(達成率±5%以内)
- D:現状値が悪化している
- E:目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標
- ※ 達成率=(策定時の値-現状値)÷(策定時の値-目標値)×100



: 今年度中に最新の調査結果が公表される予定の数値

: 事前送付資料で達成度に誤りのあった項目

: 目標値が増加傾向・減少傾向の項目について達成率が±1以下の数値

総合目標

<評価指標>

○達成度（ランク）の見方
 A：現状が目標に達していないが改善傾向にある C：現状がかわらない（達成率±5%以内）
 D：現状値が悪化している E：目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標
 ※ 達成率＝（策定時の値－現状値）÷（策定時の値－目標値）×100

| No | 目標項目 | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H 年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース |
|----|---------------------------------------|--|-------------------------|--|--------------|---------|
| 1 | 健康寿命の延伸 (日常生活に制限のない期間の平均の延伸) | 男性 平均寿命 79.88年 健康寿命 71.62年 | 平均寿命の増加分を上回る 健康寿命の増加 | 平均寿命0.93年増 (H17→H22年) 健康寿命0.18年増 (H22→H25年) | E | 厚生労働省算出 |
| | | 女性 平均寿命 86.20年 健康寿命 73.53年 | | 平均寿命0.71年増 (H17→H22年) 健康寿命1.06年増 (H22→H25年) | E | |
| 2 | 健康格差の縮小 (日常生活に制限のない期間の平均の市町村格差の縮小) | 男性 2.20 | 市町村格差の縮小 | 2.25年 (H25年) | D | 千葉県算出 |
| | | 女性 2.50 | | 3.11年 (H25年) | D | |

<委員事前意見>

1. 全体を通して

○：現在取組を進めている内容 △：取組を検討していくべき内容 ●：その他

| | 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | 今後の対応等 |
|---|---|--|
| ① | ・医療計画、高齢者福祉計画 今年度、医療計画・高齢者福祉計画の改定作業を行っているので、それらの計画との整合性も考えて頂きたい。例えば、生活習慣に気を付けて健康であることそのものが、認知症の予防につながるのではないかという考え方もでてきてています。【千葉県保健所長会】 | △関連計画と整合性を図り、作業部会において中間評価を進めていきます。 |
| ② | ・他課との連携について 薬務課が市町村と連携した重複服薬患者への指導事業を始めます。健康ばかりが、県民にとっての基本になるはずなので、他課の関連事業をどうするか、どう評価していくかを検討いただきたい。【千葉県保健所長会】 | △新規事業を含めた他課の関連事業について、本計画への位置付けや取組の評価を作業部会において進めています。 |

2. 指標の評価について

| | 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | 今後の対応等 |
|---|--|-----------------------------------|
| ① | ・目標値が増加・増加傾向・減少傾向となっている項目について、達成率が±1以下となる項目は誤差の範囲とも考えられ、達成度を「A」や「D」としてよいか、検討が必要ではないか。【千葉県国民健康保険団体連合会】 | △指標の評価における達成度について、作業部会で検討していきます。 |
| ② | ・策定時と現時点で比較するときは統計処理を行って、有意差があるかどうかの検定を行っていただきたい。例えば、女性の喫煙率が8.7%から8.4%になっていて、改善傾向にあるとしているが、検定を行えば、生活習慣アンケートはかなりの誤差を含んでいるアンケートなので有意差は出ないように思われます。県民に間違った結果を伝えることになるので、検討いただきたい。【千葉県保健所長会】 | △指標の評価における統計処理について、作業部会で検討していきます。 |
| ③ | ・評価のほとんどがサンプル調査になっているので、全数把握できるものは、できるだけ掲載するように検討していただきたい。例えば、喫煙率については、県内のタバコの売り上げ本数を使うなど検討していただきたい。都で購入している量等は把握できませんが、生活習慣アンケートと比較するとはるかに精度的には高く、全国との比較も可能になります。【千葉県保健所長会】 | △指標の追加について、作業部会で検討していきます。 |

具体的施策(Ⅰ)個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備

1. 栄養・食生活

<具体的施策への取組>

| 冊子ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-------|---|--------------------------|--|--|
| P22 | 1 適正な食生活についての普及啓発 ○ライフステージに応じた望ましい食生活を分かりやすく伝えます。 ○食に関する体験教室や食育関連のイベント等を通じ、県民がライフステージに応じた適正な食生活が送れるよう啓発します。 | いきいきぱっ子食育推進事業 | 学校給食や食育指導推進のための実践研究を行い、その成果を学校・家庭・地域に広く普及することにより、食育を推進する。 | 各教育事務所毎の地区別研究協議会では、管理職、栄養教諭等が参加し、千葉県食育推進計画に基づいた県の施策等の説明を通じ、各学校における食育の重要性を確認してきた。 推進拠点校20校での各学校の実態や各地域の特色を生かした授業実践公開を通じ、各地域における食育のより一層の推進を図った。 県立高等学校の豊かな園場を利用して、小中学校の児童生徒が、高校生との交流を通じた体験型の食育活動を行った。 |
| | | ライフステージに応じた健康づくり推進事業 | 企業や大学等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、望ましい食生活習慣を身につけることの重要性等について普及啓発を実施する。 | 県内の大学に対し、朝食の推進や野菜摂取量の増加を目指した普及啓発を実施した。リーフレット20,000部を県内大学や健康福祉センター等関係機関、及び企業に配布、周知した。年度毎にモデル大学を設定し、大学内の学食を活用した食環境の改善を行った。イベント実施後のアンケートでは、今後の食生活について、朝食を食べたい、野菜を食べたいと回答した者は9割を超えた。 |
| | | ちば食育活動促進事業 | 食育の大切さを県民にアピールするため、食育月間を中心に年間を通して、ボランティアや関係団体等が県内各地で行うイベント等で配布するための啓発資料を作成し、普及啓発を図る。 | 第2次食育推進計画（平成25年度～平成28年度）では、地産地消を通じた食育の推進など各種施策に取り組んだところであり、「千葉県産農林水産物」を購入したいと思う県民が増加するなど、一定の成果が見られるものの、農林漁業体験の参加県民の割合や朝食を摂らない県民割合について、目標を下回った。 食育月間における広報・啓発、食育啓発リーフレットの作成・配布、ちば食育サポート企業と連携した学校参加型食育体験プログラムの配布等を実施するほか、平成28年度は、第3次千葉県食育推進計画（平成29年度～平成33年度）の作成、公表を行った。 |
| | | 高齢者食生活応援事業 | 高齢者向けメニューの配布や、高齢者世帯への食生活指導等を実施するとともに、その仕組みを地域の自治会やボランティア団体、行政等地域ぐるみで支援する体制を構築する。 | 平成26年度事業終了 |
| P23 | 2 県民の栄養・食生活の課題把握と対象者にあった取組の検討 ○市町村や栄養士会、食生活改善普及団体等と協力し、栄養・食生活の課題及びその対象者を見出し、対応を検討します。 ○塩分の過剰摂取、野菜・果物の摂取不足など、県民の栄養・食生活上の課題に対し、特に啓発が必要な対象集団を見極め効果的に普及啓発します。 | 食生活改善推進員研修事業 | 各市町村で活動している食生活改善推進員に対し、推進員活動の意義及び千葉県の現状と課題を踏まえた推進員活動を展開するための正しい知識又は技術の教育研修を開催する。 | 平成21年度より毎年、700名以上の推進員に向けて減塩を中心とした講演や調理実習等を行い、知識や技術の習得を図り、食生活改善活動の実施時に役立てている。 |
| | | ライフステージに応じた健康づくり推進事業【再掲】 | 企業や大学等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、望ましい食生活習慣を身につけることの重要性等について普及啓発を実施する。 | 県内の大学に対し、朝食の推進や野菜摂取量の増加を目指した普及啓発を実施した。リーフレット20,000部を県内大学や健康福祉センター等関係機関、及び企業に配布、周知した。年度毎にモデル大学を設定し、大学内の学食を活用した食環境の改善を行った。イベント実施後のアンケートでは、今後の食生活について、朝食を食べたい、野菜を食べたいと回答した者は9割を超えた。 |
| | | 地域・職域連携推進事業 | 地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。 | 保健所圏地域職域連携推進事業担当者会議では、各健康福祉センターの現状と課題及び取組について情報交換することができた。また、健康格差分析事業報告書や特定健診データを収集・分析した結果等の活用を促す機会となつた。 |
| | | 保健所圏地域・職域連携推進事業 | 地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。 | 住民の栄養・食生活に関する課題に取り組んでいる健康福祉センターにおいて、対象者にあった取組の検討と生活習慣病対策、減塩対策、グーパー食生活の普及啓発等を実施してきた。 |
| | | 病態栄養教室事業 | 専門的かつ広域的なもので食習慣等に起因する諸疾患に応じた栄養相談・指導事業を推進する。 | 潰瘍性大腸炎やペーキンソン病などの難病や、近年関心が高まっている食物アレルギーなどの専門的な栄養指導を各健康福祉センターにおいて行ってきた。病院における医師の指示が基本となるが、講義と併せて質疑応答や交流会等を設けることで、病院ではなかなか聞けない詳細な疑問点が解決され、患者等の日常生活のQOLの向上に役立っている。 |

具体的施策(I)個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備

1. 栄養・食生活

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|---|---------------------------|--|--|
| P 23 | 3 県民の栄養・食生活の改善に取り組む人材の育成 ○企業等を含む給食施設の栄養職員、飲食店や弁当業者の栄養・調理職員等に対し、適正な食の提供に関する研修を実施します。 | 地域における健康づくり推進事業 | 地域における優先的な健康・栄養課題について、給食施設や飲食店等の関係者を対象として、望ましい生活習慣の周知や食環境整備に向けた研修会等を実施する。 | 平成27年度まで若年者を対象として食育指導者研修会を実施してきたが、平成28年度より壮年期に向けた事業を展開している。地域における優先的な健康・栄養課題の解決に向けて、食生活改善推進員や調理師会、飲食店等、より幅広い対象に対して普及啓発を行っている。 |
| | | 調理師による県民の食生活の向上に関する条例関連事業 | 飲食店や給食施設等に勤務する調理師を対象に「調理師による県民の食生活の向上に関する条例」に規定されている「千葉県調理師講習会」を実施する。 | 平成26年10月に制定され、平成28年4月1日施行された「調理師による県民の食生活の向上に関する条例」に規定される講習会であり、これらを周知するため、平成27年度及び平成28年度に当該条例及び講習会に関するリーフレットを作成し、平成28年度までに93,333部配布し、また、県民だよりの掲載などにより受講を促した。昨年度初の講習会開催となつたが、県内各地域で実施したことで、従前の調理師向けの講習会と同様の参加者となり、一定の周知ができたと考えられる。 |
| | | 食と健康推進講習会事業補助 | (一社)千葉県調理師会が開催する講習会(県産食材を使用し健康に配慮した食事づくり)の経費について補助する。 | 平成26年度693名、27年度599名、28年度909名と県内複数地域で行うことで、毎年多数の受講者へ健康づくりに配慮した献立作成、調理法等について学ぶ機会を作ることができた。 |
| | | 食生活改善推進員研修事業【再掲】 | 各市町村で活動している食生活改善推進員に対し、推進員活動の意義及び千葉県の現状と課題を踏まえた推進員活動を展開するための正しい知識又は技術の教育研修を開催する。 | 平成21年度より毎年、700名以上の推進員に向けて減塩を中心とした講演や調理実習等を行い、知識や技術の習得を図り、食生活改善活動の実施時に役立てることができている。 |
| | | 特定給食施設指導事業 | 特定給食施設等における給食管理の充実強化に資するため、施設管理者講習会及び従事者講習会等の集団指導並びに個別巡回指導等を実施する。 | 管理栄養士・栄養士を配置している施設の数は毎年増加しているが、施設数全体がそれを上回って増加しているため、配置施設割合としてはやや減少している。年々変化する栄養管理に関する情報を、研修会や巡回指導等を通じて指導・助言を行っている。 |
| | | 栄養指導関係事業 | 保健所及び市町村の健康づくり・栄養改善業務に従事する栄養士等を対象に・栄養改善事業の推進や業務に係る最新の情報、並びに研修等を目的とした健康づくり・栄養改善事業担当者研修会を開催する。 | 平成28年度は、高齢者の低栄養予防に関する研修会開催等、県の課題に応じた会議及び研修会を開催した。 |
| | | 学校給食指導事業 | 学校栄養職員・栄養教諭を対象とした各種研修を実施することにより、その資質向上を図るとともに、学校給食を活用した食育の充実を図る。 | 昨年度は、初めて栄養教諭10年経験者研修を実施した。参加者は2名であったため栄養教諭5年経験者研修と合同開催としたが、活発な意見交換、協議がなされた。 |
| P 23 | 4 外食等におけるヘルシーメニューの提供や栄養成分表示等の推進 ○健康ちば協力店の登録数の拡大を図り、望ましい食生活が実践できる環境づくりを推進します。 ○スーパー・小売店や食品関連事業団体に働きかけ栄養成分表示やヘルシーメニューの提案を支援します。 | 健康ちば協力店事業 | 外食等においても、食生活管理が行えるよう、メニューに「エネルギー・脂質・食塩相当量」の表示や「主食の量を控えめにできる」などのヘルシーオーダーに対応する飲食店等を「健康ちば協力店」として登録し、県ホームページや保健所の広報等で周知する。 | 策定時の923店舗から、平成28年度末時点で1,013店舗まで登録店舗を増やすことができた。また、県ホームページ以外にも、各管内の市民まつりや飲食店対象の講習会等において普及啓発を行った。 |

<評価指標>

| ○達成度（ランク）の見方 | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| A：現状が目標に達した B：現状値が目標に達していないが改善傾向にある C：現状がかわらない（達成率±5%以内） | | | | | | |
| D：現状値が悪化している E：目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標 | | | | | | |
| ※ 達成率＝（策定時の値－現状値）÷（策定時の値－目標値）×100 | | | | | | |

| No | 目標項目 | | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H 年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース | |
|----|---|---------------------------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----------|-----------|
| 1 | 適正体重を維持している者の増加(BMI25以上・やせBMI18.5未満の減少) | 20~60歳代男性の肥満者割合 | 33.2% | 28.0% | 28.7% (H27年度) | B | 県民健康・栄養調査 | |
| | | 40~60歳代女性の肥満者割合 | 22.1% | 19.0% | 23.4% (H27年度) | D | | |
| | | 20歳代女性のやせの者の割合 | 19.0% | 15.0% | 16.7% (H27年度) | B | | |
| 2 | 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日の割合の増加 | | 全体 | 53.8% (H25年度) | 80.0% | 55.1% (H27年度) | C | 生活習慣アンケート |
| | | | 一人暮らしの者 | 37.4% (H25年度) | | 36.0% (H27年度) | C | |
| 3 | 1週間に朝食を摂る日が6~7日の者の割合の増加 | | 30~40歳代男性 | 59.2% (H23年度) | 増加傾向へ | 59.2% (H27年度) | C | 生活習慣アンケート |
| | | | 20歳代女性 | 54.4% (H23年度) | | 56.1% (H27年度) | A | |
| 4 | 食塩摂取量の減少(1日あたり) | | 男性 | 11.8g | 9.0g | 10.9g (H27年度) | B | 県民健康・栄養調査 |
| | | | 女性 | 10.3g | 7.5g | 9.4g (H27年度) | B | |
| 5 | 野菜と果物の摂取量の増加(1日あたり) | | 野菜摂取量の平均値 | 267g | 350g | 296.2g (H27年度) | B | 県民健康・栄養調査 |
| | | | 果物摂取量100g未満の者の割合 | 60.1% | 30.0% | 57.1% (H27年度) | D | |
| 6 | 健康ちば協力店登録数の増加 | | 923店舗 (H23年度) | 1,100店舗 (H29年度) | 1,013店舗 (H28年度) | B | 栄養改善実績報告 | |
| 7 | 利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価改善を実施している特定給食施設の割合の増加 | 参考値:管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 | 84.1% (H23年度) | 90.0% | 82.7% (H28年度) | D | 衛生行政報告例 | |

<委員事前意見>

○：現在取組を進めている内容 △：取組を検討していくべき内容 ●：その他

| No | 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | 現在及び今後の対応等 |
|----|---|--|
| ① | ・年齢層に関わらず、一人暮らしの者の食生活の改善の方策について研究・改善に努めてほしい。 【千葉県労働者福祉協議会】 | ○千葉県食育推進計画において、バランスの良い食生活の普及啓発のため、各種リーフレット等を作成・配布しています。一人暮らし世帯が増加する中で、一人暮らしの者におけるバランスの良い食事の摂取は評価指標ともなっており、誰もが簡単に食事のバランスを取り入れられるよう「ちは型食生活（愛称：グーパー食生活）」を推進してきました。今後も更なる普及啓発を図っていきます。 |

具体的施策(I)個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備

2. 身体活動・運動

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|---|--|---|---|
| P 27 | 1 身体活動・運動の効果に関する普及啓発 ○運動や身体活動による健康への影響や効果について積極的に県民に発信します。 ○気軽に出来る体操や日常生活の中で活動量を増やす工夫について具体的な方法を県民に紹介します。 | 体育課ホームページの拡充 | 県民が興味・関心を持ち、スポーツ活動に主体的に取り組めるよう、効果的な情報提供を行うシステムの構築。 県の公立社会体育施設一覧等をホームページに掲載し、情報の提供・啓発を行う。 | 総合型地域スポーツクラブ、県主催の講習会、県立学校の開放状況及び公立社会体育施設の一覧等を掲載し、より多くの県民がスポーツに取り組むことができるよう情報提供を行った。 スポーツ情報は、県ホームページやニュースレター、県教委ニュース等で定期的に発信している。 |
| | | 各種地域スポーツ指導者研修会や市町村担当者研修会での啓発 | 生涯スポーツ担当者やスポーツ指導者の資質向上を図るために研修会での情報提供、啓発を行う。 | 各種研修会等で啓発用リーフレットやクリアファイルを配布し、総合型地域スポーツクラブの理解が深まるよう説明した。 総合型地域スポーツクラブは、34市町に80のクラブが設立され、22000人を超える会員が活動をしている。この数値は徐々に増加している。 |
| P 27 | 2 市町村、NPO法人、地域のスポーツ団体の協力による運動に親しむ環境の整備 ○各地域のウォーキングロードや市町村独自の体操についてホームページにより紹介します。 | 普及啓発 | 健康県ちばづくり（ウォーキングのすすめ、ふさのくに歩いて健康マップ、市町村独自の体操） | ウォーキングの効用や歩き方、各地域のウォーキングロードとして、現在46市町村102コースをホームページ上に掲載している。 また、市町村独自の体操の有無について調査を行い、希望のある市町村の独自の体操を掲載している。掲載している体操は増加しており、現在は12の市町村独自の体操を掲載している。 |
| P 27 | 3 運動指導の充実と指導者の育成 ○特定保健指導従事者に対する運動指導の具体的な方法に関する研修会の開催や、健康運動指導士やスポーツ指導者を対象とした研修会の開催により、県民一人ひとりの生活に応じた運動・身体活動量の増加を支援する人材を増やします。 | 生活習慣病予防人材育成事業 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。 研修会の開催 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図るために研修会の開催をした。平成25年度から平成28年度（特定健診・特定保健指導の第2期期間中）の受講者は延2109名となった。 体力づくり指導者講習会では、特定保健指導従事者に対する運動指導の具体的な方法に関する研修会の開催や、健康運動指導士やスポーツ指導者を対象とした研修会の開催により、県民一人ひとりの生活に応じた運動・身体活動量の増加や口コモティブシンドロームとの予防に関する知識の普及を支援する人材を育成した。 |
| | | 生涯スポーツ指導者養成事業 (千葉県社会体育公認指導者等養成講習会) (千葉県認定スポーツ指導者研修会) | 市町村における生涯スポーツ推進のため、地域におけるスポーツ指導者やスポーツ推進事業を担当する者等の資質向上を図る。 千葉県認定スポーツ資格取得者に対して、各種の情報を提供し社会体育指導者としての資質の向上を図る。 | 人材発掘・育成事業として、社会体育公認指導員等養成講習会、スポーツリーダー養成講習会を実施し、資質向上・育成事業として、地域スポーツ指導者研修会、認定スポーツ指導者研修会を実施しており、生涯スポーツ公認指導員、クラブマネジャー、公認障害者スポーツ指導者の数は年々増加している。 |

<評価指標>

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| ○達成度（ランク）の見方 A：現状が目標に達した B：現状値が目標に達していないが改善傾向にある C：現状がかわらない（達成率±5%以内） D：現状値が悪化している E：目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標 ※ 達成率＝（策定時の値－現状値）÷（策定時の値－目標値）×100 | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|

| No | 目標項目 | | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H 年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース | |
|----|---|------------------------------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|--------|-----------------------|
| 1 | 日常生活における歩数の増加 | 20歳以上 (国は20~64歳以上) | 男性 | 7,360歩 | 8,800歩 | 8,015歩 (H27年度) | B | 県民健康・栄養調査 |
| | | 女性 | 6,203歩 | 7,700歩 | 7,521歩 (H27年度) | B | | |
| | 日常生活における歩数の増加 | 上記のうち 70歳以上 (国 は65歳以上) | 男性 | 5,140歩 | 6,600歩 | 6,023歩 (H27年度) | B | |
| | | | 女性 | 4,139歩 | 5,600歩 | 4,815歩 (H27年度) | B | |
| 2 | 運動習慣者の割合の増加 | 40~64歳 | 男性 | 18.1% (H22年度) | 28% | 20.1% (H27年度) | B | 特定健診の標準的 質問項目 附表57 |
| | | | 女性 | 16.7% (H22年度) | 27% | 17.9% (H27年度) | B | |
| | 運動習慣者の割合の増加 | 65歳以上 | 男性 | 27.8% (H22年度) | 38% | 31.3% (H27年度) | B | |
| | | | 女性 | 23.0% (H22年度) | 33% | 27.9% (H27年度) | B | |
| 3 | ウォーキングロード、地域独自の体操等を紹介している市町村の数の増加 (参考値) | 46市町村 (H24年) | 54市町村 | 50市町村 (H28年度) | | B | 各市町村HP | |

<委員事前意見>

○：現在取組を進めている内容 △：取組を検討していくべき内容 ●：その他

| 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | 現在及び今後の対応等 |
|-------------------------|------------|
| | |

具体的施策(I)個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備

3. 休養

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|---|---------------------|--|--|
| P29 | 1 質の高い十分な睡眠の確保の推進 ○睡眠の大切さ、睡眠と健康との関連などに関する情報について、広く県民一般に提供していきます。特に、朝の目覚めがすっきりしている、睡眠で十分に休養がとれているなど、睡眠の質の確保は大事です。 ○関係機関と連携し、年次有給休暇の取得促進、効率的な業務推進による時間外勤務の縮減などを含め、ライフスタイルに合わせた柔軟で多様な働き方ができるよう県民の理解を広め、意識の啓発を図っていきます。 ○「健康づくりのための睡眠指針」の紹介などにより、十分な睡眠と質の高い睡眠の確保のための手法等について情報発信します。 | 一人ひとりに応じた健康支援事業 | 医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・養護教諭等の保健医療分野の従事者を対象とした保健医療従事者等研修会の開催や各健康福祉センターでの電話相談・研修会を実施している。 | 平成28年度から、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・養護教諭等の保健医療分野の従事者を対象とした保健医療従事者等研修会において、「睡眠と生活習慣病」をテーマに支援者の資質向上を図るために講演を行った。事後アンケートでは今後の活動に活かせると回答した者が97%であり、支援者の資質向上ひいては住民への啓発推進につながる機会となった。 |
| P30 | 2 ストレスの解消の普及啓発 ○日常生活の中で手軽に出来るストレス解消法について、県民に周知します。 ○過度のストレス状態に陥った場合に現れる症状や相談機関について情報提供します。 | 一人ひとりに応じた健康支援事業【角掲】 | 医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・養護教諭等の保健医療分野の従事者を対象とした保健医療従事者等研修会の開催や各健康福祉センターでの電話相談・研修会を実施している。 | ストレス解消の普及啓発として、一人ひとりに応じた健康支援事業の各健康福祉センターでの電話相談にて住民の各種相談に応じ、状況に応じて情報提供している。平成25年度から4年間でメンタルヘルスに関する相談は計307件あった。 |

<評価指標>

○達成度（ランク）の見方

A：現状が目標に達した B：現状値が目標に達していないが改善傾向にある C：現状がかわらない（達成率±5%以内）

D：現状値が悪化している E：目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標

※ 達成率＝（策定時の値－現状値）÷（策定時の値－目標値）×100

| No | 目標項目 | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H 年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース |
|----|----------------------------------|------------------|-----------------|---------------------|--------------|--------------|
| 1 | 睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少 | 23.9% (H23年度) | 20%以下 | 26.0% (H27年度) | D | 生活習慣アンケート |
| 2 | 睡眠で十分休養がとれている者の割合の増加(参考値) 40～74歳 | 38.6% (H22年度) | 70.0% | 44.0% (H27年度) | B | 特定健診の標準的質問項目 |
| 3 | 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の減少 | 10.8% (H25年度) | 5.0% (H32年度) | 12.9% (H27年度) | D | 生活習慣アンケート |

<委員事前意見>

○：現在取組を進めている内容

△：取組を検討していくべき内容

●：その他

| | 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | 現在及び今後の対応等 |
|---|---|---|
| ① | ・質の高い睡眠への知識の普及。特に学童期の質の高い睡眠の影響についての普及（早寝早起きによる質の高い睡眠は、学童の自己肯定感を育み、学習効果の高いことが証明されていることから、特に保護者への知識の普及を図られたい）。【千葉県看護協会】 | ○生活習慣改善のために文部科学省が作成した普及啓発資料「早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来～睡眠リズムを整えよう！～」の活用を各学校に促しています。さらに、平成30年1月12日（金）に開催する各市町村の子供の生活習慣改善事業担当者を対象とした子供の生活習慣改善研修会で、睡眠をテーマとした講演会を開催します。 また、家庭教育リーフレットを保護者に配布することで、基本的な生活習慣を身に付けることの重要性について普及啓発を図っています。引き続き、学校と連携を図り、子供とその保護者へ普及啓発を図っていきます。 |
| ② | ・週労働時間の増と睡眠による休養の確保の相関関係はあるのか。施策としては、産業保健センターなどとの連携をしっかりとって欲しい。【千葉県労働者福祉協議会】 | ●労働安全衛生総合研究所の2007年働き方と健康に関するアンケート調査において、週労働時間が長くなるほど、昼間の過度の眠気、疲労回復不全、短時間睡眠の割合が増加しているとの結果が出ています。 △働く世代への普及啓発の方法等、職域保健と連携した取組を検討していく必要があります。 |
| ③ | ・睡眠による休養を十分とれていない者や週60時間以上働く者の割合が増えている。働き方改革等と合わせ、重点的に取り組んでいただきたい。【全国健康保険協会千葉支部】 | △働く世代への普及啓発の方法等、職域保健と連携した取組を検討していく必要があります。 |

具体的施策(I)個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備

4. 飲酒

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|---|--|--|--|
| P 33 | 1 アルコールによる健康被害、適量飲酒の普及啓発 ○飲酒の健康影響や「節度ある適度の量の飲酒」など、正確で有益な情報を十分に提供します。 ○未成年者や妊婦の飲酒の低減や根絶には、教育活動が重要です。学校教育と協力し、家庭や地域を巻き込んだ啓発を行います。 | 薬物関連問題相談事業 特定相談事業 精神保健相談事業 | 精神保健福祉センターにおいて薬物・アルコール問題に関する機関の職員及び一般県民が、正しい知識と理解を深め関係機関の連携を図るために研修会・講習会を開催している。 保健所において、一般市民及び精神障害者やその家族等を対象として、保健所精神科嘱託医、精神保健福祉相談員及び保健師等が精神保健福祉に関する相談や広く「心の相談」に関する相談を行い、精神医療・社会復帰に関する情報提供を行う。3保健所では、アルコール依存症者に対する酒害相談専門の相談日を設置している。 | アルコール関連問題研修会は、年2回実施し、市町村等の関係機関の職員が参加している。 精神保健相談事業では、精神科嘱託医や精神保健福祉相談員等による相談を実施している。 |
| P 33 | 2 アルコール関連問題の早期発見と早期治療 ○アルコール関連問題の早期発見と、アルコール関連問題の低減に結びつく適切な相談を実施します。 | 薬物関連問題相談事業【再掲】 特定相談事業【再掲】 精神保健相談事業【再掲】 | 精神保健福祉センターにおいて薬物・アルコール問題に関する職員及び一般県民が、正しい知識と理解を深め関係機関の連携を図るために研修会・講習会を開催している。 保健所において、一般市民及び精神障害者やその家族等を対象として、保健所精神科嘱託医、精神保健福祉相談員及び保健師等が精神保健福祉に関する相談や広く「心の相談」に関する相談を行い、精神医療・社会復帰に関する情報提供を行う。3保健所では、アルコール依存症者に対する酒害相談専門の相談日を設置している。 | アルコール関連問題研修会は、年2回実施し、市町村等の関係機関の職員が参加している。 精神保健相談事業では、精神科嘱託医や精神保健福祉相談員等による相談を実施している。 |

<評価指標>

| ○達成度（ランク）の見方 | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------|----------------------|--------------|---|--|--|
| A：現状が目標に達した | B：現状値が目標に達していないが改善傾向にある | C：現状がかわらない（達成率±5%以内） | D：現状値が悪化している | E：目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標 | | |
| ※ 達成率＝（策定時の値－現状値）÷（策定時の値－目標値）×100 | | | | | | |

| No | 目標項目 | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H 年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース |
|----|---|-----------------|------------------|---------------------|------------------|-------------------------------|
| 1 | 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（一日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）の割合の減少 | 男性 | 21.9% (H25年度) | 18.6% | 19.6% (H27年度) | 生活習慣アンケート |
| | | 女性 | 24.4% (H25年度) | 20.7% | 26.2% (H27年度) | |
| 2 | 未成年者の飲酒をなくす 15歳～19歳 | 男子 | 13.9% (H23年度) | 0% | 0.0% (H27年度) | 生活習慣アンケート |
| | | 女子 | 15.2% (H23年度) | 0% | 2.3% (H27年度) | |
| 3 | 妊娠中の飲酒をなくす | | 1.9% (H25年度) | 0% (H26年) | 1.8% (H28年度) | 妊娠届出時の聞き取り (協力できる市町村のみ) 調査 |

<委員事前意見>

○：現在取組を進めている内容 △：取組を検討していくべき内容 ●：その他

| 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | | 現在及び今後の対応等 |
|-------------------------|--|------------|
| | | |

具体的施策(I)個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備

5. 喫煙

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|--|----------------------|--|---|
| P37 | 1 喫煙(受動喫煙を含む)に関する知識の普及啓発 ○喫煙はがんのみでなく、循環器疾患や糖尿病をはじめとする多くの疾患の原因であることは科学的に明確であることから、喫煙の健康被害について県民への啓発を継続します。 ○施設・職場・家庭における受動喫煙の健康被害について普及啓発します。 ○啓発事業は、学校・市町村・医療保険者・医療機関・民間企業・団体等の実施する様々な事業を活用し多面的に実施します。 | たばこの健康への影響に関する啓発 | 禁煙週間（5月31日～6月6日）やがん制圧月間（9月）等において街頭キャンペーンを実施するほか、成人式等の機会を捉えて喫煙防止のチラシを配付する。 | 禁煙週間街頭キャンペーンは平成24年度から実施しており、啓発物の配布や肺年齢測定を行っている。成人式における喫煙防止リーフレットの配付は平成26年度から毎年実施しており、継続的に県民に対する喫煙による健康影響の啓発を行っている。 |
| | | 九都県市受動喫煙防止対策共同キャンペーン | 九都県市が共同で9月のがん征圧月間に合わせてポスター掲出等により受動喫煙防止対策に関する啓発を実施する。 | 九都県市受動喫煙防止対策共同キャンペーンは平成22年から毎年実施しており、県・市町村関係機関・鉄道駅・飲食店等におけるキャンペーンポスターの掲出により、継続的に県民の受動喫煙に関する意識の醸成に努めている。 |
| P37 | 2 喫煙者の禁煙を支援 ○禁煙支援を行う地域保健従事者の育成と資質の向上を図ります。 ・特定保健指導に従事する保健師・管理栄養士等に対し、禁煙指導をスキルアップするための研修を実施します。 ・有資格者に限らず、職場や学校等の身近な場面で喫煙者に禁煙に向けて声をかけられる支援者を増やすための講習を実施します。 ○禁煙治療に関する情報をタイムリーに得られるよう、リーフレットを作成し様々な機会で活用できるようホームページ上に掲載します。 ○禁煙治療を行っている医療機関の情報を積極的に提供します。 | 禁煙支援 | 喫煙者が禁煙に取り組みやすくなるための環境づくりとして、県ホームページに禁煙治療に保険が適用できる県内医療機関の情報を掲載するほか、学校・職場・地域において禁煙支援に携わる方を対象に禁煙支援技術に関する研修会を開催する。 | 禁煙支援者研修会は10年以上の長きにわたって継続的に実施しており、喫煙者が禁煙に取り組む際に後押しできる環境づくりに努めている。近年は禁煙治療における効果が証明されている動機付け支援法をテーマとして、より効果的な支援を行っている。 |
| | | 生活習慣病予防人材育成事業【再掲】 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図るため研修会を開催した。平成25年度から平成28年度（特定健診・特定保健指導の第2期期間中）の受講者は延2109名となった。 この研修では、禁煙支援については、喫煙による健康被害等の基礎知識及び保健指導のための禁煙支援簡易マニュアルの活用等禁煙支援に特化した動機づけ面接法の研修会を開催した。 |
| P38 | 3 未成年者の喫煙防止 ○保育所・幼稚園・学校等と協力し、これらの機関が実施する喫煙防止教育を支援するため、教材の提供、効果的な教育内容の情報提供を行います。 ○生活習慣病予防やがん予防に関する催し等、様々な機会を通じて喫煙防止の啓発を実施します。 | 未成年者への喫煙防止教育 | 平成24年度に作成した「たばこの害についてわかりやすく描いた紙芝居」を、園児等への喫煙防止教育に活用することにより、未成年の喫煙防止及び親等への禁煙につなげる。 小中学生を対象に喫煙防止や、受動喫煙の害にあわないようにリーフレットを配布する。 | 保護者が喫煙者である等の状況に配慮しつつ、教育の一環として喫煙防止啓発が行えるように、他県事例を参考に園児向け紙芝居の作成及び市町村への貸し出し、小中学生向けの受動喫煙啓発リーフレットの作成・配付を行っている。 |
| P38 | 4 妊婦の喫煙(受動喫煙を含む)防止 ○市町村と協力し、妊娠届の提出、母親学級・両親学級等の機会に妊娠中の喫煙による合併症のリスクや児(胎児)への影響についてお知らせする冊子を配付します。 ○冊子は喫煙する妊婦のみでなく、喫煙する家族からの受動喫煙を防止できるよう、家族全員に呼び掛ける内容とします。 | 妊娠の喫煙防止 | 市町村と協力して母子健康手帳交付時や両親学級等において喫煙防止の啓発リーフレットを配付する。 | 市町村の協力の下、妊娠届出・両親学級等の機会を捉えて、継続的に妊娠とその家族に向けて妊娠中の喫煙(受動喫煙含む)によるリスクを啓発している。 |

具体的の施策(I)個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備

5. 喫煙

<具体的の施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的な施策・取組の方向性 | 事業名 | 関連事業の内容 | 具体的な施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|---|---|--|--|
| P38 | <p>5 受動喫煙防止対策の推進</p> <p>○多数の人が集まる公共的な施設において受動喫煙防止の対策が推進されるよう関係機関に働きかけます。特に官公庁、医療機関については禁煙化を推進します。</p> <p>○禁煙や分煙に取り組んでいる施設がその取組内容を利用者に分かりやすく伝えるため、入口等に禁煙や分煙の表示をするよう促しています。</p> | <p>受動喫煙防止対策の基本指針の作成</p> <p>飲食店等における喫煙環境表示の推進</p> <p>アジア太平洋タバコ対策会議(APACT 2013)での市民講座</p> <p>受動喫煙防止施設管理者講習会</p> <p>受動喫煙防止に関する調査</p> | <p>千葉県受動喫煙防止対策検討会の報告や、県民・施設管理者に対するアンケート調査、関連団体に対する意見聴取の結果等を踏まえつつ、受動喫煙防止対策の基本指針を策定する。</p> <p>飲食店等の健康増進法第25条対象施設の利用者が望まない受動喫煙を避けることができるよう、店頭における禁煙・分煙等の喫煙環境表示を推進する。</p> <p>AP ACT組織委員会が平成25年8月に幕張メッセ国際会議場で開催する会議の中で、受動喫煙防止に関する市民講座をAP ACT組織委員会と共催する。(平成25年度のみ実施)</p> <p>健康増進法第25条対象施設の管理者を対象に、受動喫煙防止対策の必要性等についての講習会を開催する。</p> <p>健康増進法第25条対象施設の受動喫煙防止対策の現状を把握するため、アンケート調査を行う。(無作為抽出した5,000施設の管理者を対象)</p> | <p>受動喫煙防止対策のてびきの配布により、まずは店頭における喫煙環境表示を促すとともに、表示をきっかけに全面禁煙に向かう施設が増えるように働きかけている。</p> <p>平成27年に作成した「喫煙環境を店頭表示しましょう」リーフレットや受動喫煙防止対策ステッカーの配布により、まずは店頭における喫煙環境表示を行うことで望まない受動喫煙の機会を減らすとともに、表示をきっかけに全面禁煙に向かう施設が増えるように働きかけを行っている。</p> <p>AP ACT組織委員会が平成25年8月に幕張メッセ国際会議場で開催した会議の中で、受動喫煙防止に関する市民講座をAP ACT組織委員会と共に共催した。</p> <p>平成21年度から実施しており、健康増進法第25条対象施設における受動喫煙防止対策の実施を継続的に促している。</p> <p>これまでに平成22年度と平成25年度に2回アンケート調査を実施しており、受動喫煙防止対策に関する施策を検討する上で重要な調査となっている。</p> |

<評価指標>

| ○達成度（ランク）の見方 | | | | | | |
|-----------------------------------|--------------------------|-----------------------|---------------|--|--|--|
| A: 現状が目標に達した | B: 現状値が目標に達していないが改善傾向にある | C: 現状がかわらない（達成率±5%以内） | D: 現状値が悪化している | E: 目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標 | | |
| ※ 達成率=（策定時の値-現状値）÷（策定時の値-目標値）×100 | | | | | | |

| No | 目標項目 | | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H 年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース |
|----|--------------------------------|-------------|------------------|----------------------------|------------------|--------------|-------------------------------|
| 1 | 成人の喫煙率の減少 | 男性 | 29.3% (H23年度) | 20.0% | 25.1% (H27年度) | B | 生活習慣アンケート |
| | | 女性 | 8.7% (H23年度) | 5.0% | 8.4% (H27年度) | B | |
| 2 | 未成年者の 喫煙をなくす 15歳～ 19歳 | 男子 | 5.6% (H23年度) | 0% | 0.0% (H27年度) | A | 生活習慣アンケート |
| | | 女子 | 0% (H23年度) | 0% | 0.0% (H27年度) | A | |
| 3 | 妊娠中の喫煙をなくす | | 5.0% (H22参考値) | 0% | 2.2% (H28年度) | B | 妊娠届出時の聞き取り (協力できる市町村のみ) 調査 |
| 4 | 禁煙の施設 | 行政（県） | 99.1% (H23年度) | 100% | 99.4% (H29年度) | B | 施設アンケート |
| | | 行政 (市町村) | 92.0% (H23年度) | 100% | 91.4% (H29年度) | D | |
| | | 医療機関 | 88.5% (H23年度) | 100% | 85.7% (H25年度) | D | |
| 5 | 受動喫煙の 機会を有する 者の割合 の減少 | 職場 | 30.7% (H25年度) | 受動喫煙のない職 場の実現 (H32年) | 33.1% (H27年度) | D | 生活習慣アンケート |
| | | 家庭 | 8.2% (H25年度) | 3.0% | 8.1% (H27年度) | C | |
| | | 飲食店 | 58.9% (H25年度) | 21.0% | 58.7% (H27年度) | C | |
| 6 | 禁煙外来の増加（医療機関数） | | 426 (H24年) | 増加 | 538 (H29年1月) | A | 関東信越厚生局「施設基 準の届出状況」 |

<委員事前意見>

○：現在取組を進めている内容 △：取組を検討していくべき内容 ●：その他

| | 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | 現在及び今後の対応等 |
|---|---|--|
| ① | ・行政施設の禁煙実施率が未だに100%でないのは問題であり、早急に改善すべき。【全国健康保険協会千葉支部】 | ○目標は達成できていないものの、禁煙率100%まであとわずかの状況となっているので、対策が遅れている施設の分析を進める等して、引き続き100%を目指していきます。 |
| ② | ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、禁煙キャンペーン等に取り組んで頂きたい。千葉県が目指しているチーム千葉を合言葉におもてなしの取組に、「きれいな空気のおもてなし」への取組と喫煙（受動喫煙を含む）に関する知識の普及啓発に更なる強化を図って頂きたい。【千葉県看護協会】 | ○たばこと健康に関する普及啓発として世界禁煙デーや禁煙週間等における街頭キャンペーンやリーフレットの配布を実施している他、受動喫煙防止対策として喫煙環境表示を推進するための店頭表示用ステッカーの配布や受動喫煙防止施設管理者講習会の開催、禁煙支援者研修会等を実施しています。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、引き続き普及啓発に努めています。 |
| ③ | ・小中学校の両親の喫煙による家の受動喫煙に対する取組について、学校での教育の時間を多くしたらどうか。【千葉県薬剤師会】 | ○学校では、学習指導要領等に基づき、体育・保健体育科の授業を始めとして、学級活動や学校行事などを通じて、小学校から高等学校まで喫煙・受動喫煙による健康への影響について指導しています。また、学校薬剤師や警察職員など、外部の専門家等による薬物乱用防止教室を開催し、その中でタバコの害についても指導しています。 ○小学生向けに「学ぼう！たばこの健康影響について」を作成し、学校等へ配布することで受動喫煙防止に関して普及啓発を図っています。引き続き、教育関係機関と連携を図り、普及啓発を図っていきます。 |
| ④ | ・職場については、産業や業界別組織との連携をより密にして推進する。飲食店の目標は、昼・夜に分け、昼は受動喫煙をまず限りなく0にする。【千葉県労働者福祉協議会】 | ○保健所管轄地域・職域連携推進事業において、各地域の課題に応じ、労働基準監督署・商工会議所・食品衛生協会・理美容組合等と共同で職域における喫煙対策に取り組んでいます。 ●全面禁煙以外の方法では受動喫煙は防ぐことはできないと科学的にも言及されており、ランチタイムに限り禁煙にする等の方法は、あくまで禁煙に向けた暫定的な措置とすべきことから、目標としては全面禁煙が適当と考えています。 |
| ⑤ | ・平成27年6月1日から職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となり、当該対策を推進するため、中小企業事業主に対し、助成金制度があります。【千葉県労働局】 | |

具体的施策(I)個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備

6. 齒・口腔の健康

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的な施策・取組の方向性 | 事業名 | 関連事業の内容 | 具体的な施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|--|----------------------|---|---|
| P 4.1 | 1 齒・口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発 ○生活習慣病の予防や全身と口腔の関係等を考慮しながら、県民の歯・口腔保健意識の向上を図るため、歯と口の健康週間や「いい歯の日」の実施など、市町村等と連携しながら普及啓発を行います。 | 歯と口の健康週間(6月4日～10日)行事 | 親と子・高齢者のよい歯のコンクール、歯・口の健康啓発標語、歯・口の健康に関する図画・ポスターの審査及び表彰等を実施。 | 市町村、歯科医師会等と協力し、本週間にかかるコンクールを行い、毎年表彰等を行ってきた。また、当該週間に合わせて、県民によりや新聞社、ラジオ等を活用して啓発を行ってきた。 |
| | | いい歯の日(11月8日)行事 | 千葉県口腔保健大会で、講演会や口腔保健事業功労者等の表彰等を実施。 | 千葉県口腔保健大会を開催し、「食べやすい食事」や、「口腔と全身の健康の関連」等をテーマとして講演会を開催し、県民に対して歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発を行った。 |
| P 4.1 | 2 市町村その他関係者の連携体制の構築 ○生涯を通じた歯・口腔の健康づくりの推進には、地域特性を踏まえ、市町村との一層の連携、学校保健、産業保健をも含めた幅広い連携が必要であり、県はこうした連携推進を図ります。 ○また、県の役割として、千葉県歯・口腔保健計画の策定、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する先進的事業、調査研究等を市町村・関係機関・団体と連携しながら実施します。 ○障害のある方や介護を必要とする方も、地域で安心して歯科相談や治療を受けられる「かかりつけ歯科医」の体制を整備するため、歯科医師会等の関係機関との連携を図ります。 ○市町村等が実施するフッ化物応用によるむし歯予防等の事業実施に際し、効率的・効果的に行われるよう情報提供や技術的助言を行います。 | 千葉県歯・口腔保健審議会 | 歯・口腔の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、または建議する。委員15名。 審議会の部会として、「歯科保健事業専門部会」を設置し、計画に基づく事業計画の策定や評価を行っている。委員7名。 | 「千葉県歯・口腔保健計画」に基づき、県の歯科保健事業の事業計画や評価を行ってきた。 平成26年度に「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」の一部改正や、平成27年度には「千葉県歯・口腔計画」の一部改定について検討した。 |
| | | 在宅歯科医療連携室整備事業 | 在宅歯科医療連携室をH24年1月12日に県歯科医師会館内に開設し、在宅歯科診療を行う医療機関の支援を行うとともに、歯科保健医療専門家である相談員が、県民などからの電話相談等に対応している。 | 在宅歯科医療に関する相談の受付や、在宅歯科医療を実施する歯科診療所の紹介を行うことで、在宅でも歯科医療が受けられるよう支援した。また、在宅医療を行う歯科医師の育成や、医科と介護との連携のために研修会を開催し、連携体制の整備に努めた。 |
| | | 在宅歯科診療設備整備事業 | 在宅歯科診療を実施しようとする歯科診療所に対し、在宅歯科診療機器の整備に係る経費を助成する。 | 平成22年度より継続的に、在宅歯科診療を実施する歯科診療所等に対して、補助を行ってきた。 平成27年度からは、医療安全体制を確立するために必要な機器に対しても補助を行い、より安全に在宅歯科診療を行える体制を整えた。 |
| | | 訪問歯科保健医療サービス推進研修会 | 在宅療養者の口腔ケアの知識の普及を図るために、ホームヘルパー、訪問看護ステーションの看護師等に対し研修を実施。 | 平成25年度事業終了 |
| | | 難病及び障害者等歯科保健サービス事業 | 難病及び精神障害者等に対し、講演会等を実施し、歯及び口腔内の健康の維持増進を図る。 | 難病及び障害者に対し、実務講習を含めた講演会を実施した。各健康福祉センターごとに、地域の状況に応じた内容で、対象者の状況を考慮し開催してきた。 |
| | | 障害児（者）のための摂食嚥下指導事業 | 障害児が口腔機能の発達を促しながら安全に食べることができるよう、継続的で効果的な摂食嚥下指導を実施する。 | 特別支援学校や障害児（者）施設における職員や保護者等に対して、摂食嚥下指導に関する研修会や摂食嚥下指導を実施してきた。障害児（者）の施設において、摂食嚥下指導の重要性を普及啓発することができた。 |
| | | がん患者口腔ケア医療連携事業 | がん患者の口腔衛生状態の向上による合併症の予防・軽減を図るために、医科歯科連携体制の構築を図る。 | がん患者口腔ケア医療連携事業推進委員会やがん患者の口腔ケアに関する啓発研修会の開催、がん診療連携拠点病院、協力病院との調整会議を実施してきた。 平成27年にがん患者口腔ケア医科歯科連携マニュアルを作成し、平成28年度に一部改定した。 講習を受講して、がん患者の歯科診療をすることができる「連携登録歯科医」は、毎年増加している。 |
| | | フッ化物洗口普及事業 | 施設（障害児施設や特別支援学校等）における、フッ化物洗口に対する推進体制を構築し、児童生徒の口腔衛生の向上を図る。 | 保育園や幼稚園、障害児施設における、フッ化物洗口教育とブラッシング指導を行ってきた。児童や児童・生徒の1人平均むし歯数は、徐々に減少している。 保育園や幼稚園、障害児施設でフッ化物洗口を普及啓発することで、フッ化物洗口の効果だけでなく、口腔ケアの重要性も普及啓発することができた。 |
| | | 心身障害児（者）歯科保健巡回診療指導事業 | 障害福祉サービス事業所等に通所（入所）する障害児（者）に対し、巡回歯科診療車により、歯科保健診療指導班を派遣し、口腔衛生思想の普及及び歯科保健指導並びに歯科診療を行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図る。 | 心身に障害があるため、歯科保健指導及び診療を受ける機会が少ない施設入所児（者）や在宅の心身障害児（者）に対し、巡回診療車ビーバー号により歯科保健指導及び歯科診療を行っている。ビーバー号事業では予防に重点を置いた活動として、利用者、関係者への知識や技術の伝達を実施し、合わせて歯周病治療として歯石除去の治療やフッ化物塗布を実施している。 |

具体的施策(I)個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備

6. 歯・口腔の健康

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|--|----------------------------------|--|---|
| P 41 | 3 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保・資質の向上 ○関係団体等と連携して、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、教育関係者、保健医療福祉関係者等の研修会を実施します。 ○市町村の歯科衛生士が歯・口腔保健サービスに果たす役割は大きいことから、市町村等に歯科衛生士の配置を働きかけます。 | 千葉県市町村歯科衛生士業務研究集の作成 | 市町村歯科衛生士の資質の向上を図るために、日常的に実施している歯科保健活動等を分析・評価し、課題の研究に取り組んだ成果として作成する。 | 市町村で行われる歯科保健事業について振り返る機会をつくることができた。また、他市町村での歯科保健事業等について情報共有ができる、少人数配置の市町村歯科衛生士に対し、歯科保健事業に対する問題や改善策など共有する機会をつくることができた。 |
| | | 市町村歯科衛生士業務検討会 | 市町村歯科衛生士相互で情報を交換し、歯科衛生士の資質向上及び歯科保健業務の推進を図るために行う。 | 市町村で行われる歯科保健事業について振り返る機会をつくることができた。また、他市町村での歯科保健事業等について情報共有ができる、少人数配置の市町村歯科衛生士に対し、歯科保健事業に対する問題や改善策など共有する機会をつくることができた。 |
| | | 市町村等歯科保健担当者研修会 | 市町村及び健康福祉センターに勤務する歯科保健担当者に対し、歯科保健施策の推進に必要な資質の向上を図る。 | 市町村及び健康福祉センターに勤務する歯科保健担当者に対し、実務に活用できる講演会やグループ討議での意見交換を行ったことで、歯科保健施策の推進に必要な資質の向上を図る機会をつくることができた。 |
| | | 在宅歯科保健医療推進研修会 | 在宅歯科医療の推進を図るために、歯科医師、歯科衛生士等を対象に、在宅歯科保健医療に関する研修会を実施し、資質向上を図る。 | 平成25年度事業終了 |
| | | 在宅・施設等での口腔ケア支援事業 | 障害者や介護を必要とする高齢者等が、施設や自宅において、歯科疾患予防のための口腔ケアが受けられる環境を整備するために、介護等に携わる者や地域の歯科保健医療従事者を対象に、在宅歯科保健医療に関する研修会を実施する。 | 平成26年度事業終了 |
| | | 歯科衛生士復職支援研修事業 | 在宅歯科診療を進めるために必要な歯科衛生士の不足に対応するため、未就業の歯科衛生士に対し、在宅歯科診療を含めた最新の知識や技術の研修を行い、復職を支援する。 | 平成25年度から未就業の歯科衛生士に対して最新の知識や技術に関する研修会を行い、復職を支援してきた。 平成27年度は、研修会に参加した47人の内17人が復職した。 |
| P 41 | 4 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に関する調査分析・研究の実施 | 市町村歯科健診(検診)実態把握調査 千葉県歯科保健実態調査 | 市町村の歯科保健の現状を把握し、千葉県歯・口腔保健計画の目標の評価等と「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」の推進のために必要な基礎資料を得るために実施する。 | 平成22年度から、市町村における歯科健康診査等の結果をまとめ、還元してきた。 平成22年度及び平成29年度には、歯科保健実態調査を実施し、幼児や児童・生徒の歯科保健の現状を把握している。 |

<評価指標>

| | | | |
|----------------|---|---|------------------------|
| ○達成度（ランク）の見方 | A : 現状が目標に達した | B : 現状値が目標に達していないが改善傾向にある | C : 現状がかわらない（達成率±5%以内） |
| D : 現状値が悪化している | E : 目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標 | ※ 達成率 = (策定時の値 - 現状値) ÷ (策定時の値 - 目標値) × 100 | |

| No | 目標項目 | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H 年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース |
|----|-----------------------------------|------------------|---------------|------------------|--------------|--------------|
| 1 | 60歳代における咀嚼良好者の増加 | 70.1% (H25年度) | 80.0% | 66.5% (H27年度) | D | 生活習慣アンケート |
| 2 | 80歳以上で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加 | 23.8% (H23年度) | 25.0%以上 | 34.3% (H27年度) | A | 生活習慣アンケート |
| 3 | 40歳代で喪失歯のない者の割合の増加 | 50.4% (H23年度) | 75.0% | 57.9% (H27年度) | B | 生活習慣アンケート |
| 4 | 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 | 41.5% (H23年度) | 25.0% | 43.9% (H27年度) | D | 成人歯科健康診査 |
| 5 | 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 | 50.2% (H23年度) | 45.0% | 52.8% (H27年度) | D | 成人歯科健康診査 |
| 6 | 3歳児でむし歯がない者の割合が80%以上である市町村の増加 | 13市町村 (H23年度) | 32市町村 | 32市町村 (H27年度) | A | 3歳児歯科健診診査 |
| 7 | 12歳児（中1）の一人平均むし歯数が1.0歯未満である市町村の増加 | 9市町村 (H23年度) | 27市町村 | 32市町村 (H27年度) | A | 児童生徒定期健康診断結果 |
| 8 | 過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加（20歳以上） | 39.7% (H23年度) | 65.0% | 58% (H27年度) | B | 生活習慣アンケート |

<委員事前意見>

○：現在取組を進めている内容 △：取組を検討していくべき内容 ●：その他

| 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | | 現在及び今後の対応等 |
|-------------------------|---|---|
| ① | ・歯周炎である者の割合が増加している。歯の健康と生活習慣病とは関連が深いことがわかつてきており、医療費適正化の面からも対策を強化すべき。【全国健康保険協会千葉支部】 | △歯・口腔が健康であることは、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸にも寄与することから、今後ますます歯・口腔の健康づくりが重要になります。そのため、県民の歯・口腔の健康づくりの一層の推進を図ることを目的として、県庁内に歯科専門職を配置した千葉県口腔保健支援センターを平成29年7月13日から設置し、今後、対策について検討していく予定です。 |
| ② | ・生活習慣が大きく関係する一つであり、乳幼児からの習慣、小中学校での継続のための学校での施策を強化してほしい。【千葉県労働者福祉協議会】 | ○市町村における母子保健活動（妊娠婦歯科健診や乳幼児の歯科健診、保健指導等）に対する支援や、保育園等におけるフッ化物洗口普及及び啓発を実施しています。また、児童生徒の歯・口腔の健康づくり対策として、学校で実施する歯科健診や保健教育、集団生活の中で正しい歯磨き習慣や歯科疾患の予防に関する正しい知識の習得等の取組が図られています。 |
| ③ | ・口腔ケアの知識の普及やその技術の普及について更に強化して頂きたい。千葉県では、県民の希望である「住み慣れた地域で最期まで暮らしたい」を支えることを目的に様々な取組みをしています。今後も高齢者や在宅療養者が増加する中、在宅や施設等での取り組みの強化、継続を図られたい。【千葉県看護協会】 | ○在宅歯科医療連携室整備事業により、在宅歯科医療に関する相談の受付や在宅歯科医療を実施する歯科診療所の紹介等を行っています。また、在宅医療を行う歯科医師の育成や歯科と介護の連携のための研修会を開催し、連携体制の整備に努めています。その他、在宅歯科診療整備事業において、在宅歯科診療機器の整備に係る経費の助成も行っています。今後高齢化が進む中、引き続き事業の充実を図っていきます。 |
| ④ | ・生涯いかに楽しく、美味しく食べ健康を保つのかの一つの命題であった8020運動の達成者（51.2%）は50%を越したが、今後は超高齢化社会における有病者の口腔ケア、とりわけ要介護者の摂食・嚥下と口腔ケアが県民の健康寿命に果たす役割が大きいばかりではなく、医療費削減のためにも重要である。そのためには県内で不足している医療支援施設の市町村格差や医療従事者の育成、とりわけ歯科衛生士の育成、復職への取り組みが急務であり、そのためのロードマップの作成が必要である。本年設置された千葉県口腔保健センターの活用を是非お願いしたい。また、がん患者口腔ケア医療連携は、連携登録歯科医は増加しているが、周術期連携には医科からの要請が必要であり、更なる周知と協力体制の確認が必要と考える。【千葉県歯科医師会】 | ○在宅歯科診療を進めるために必要な歯科衛生士の不足に対応するため、歯科衛生士の復職支援研修事業の実施により、歯科衛生士の復職を支援しています。 ○がん患者口腔ケア医療連携事業において、医科歯科連携体制の構築を図っており、今後も更に連携が進むよう、がん拠点病院に対して「がん患者口腔ケア医科歯科連携マニュアル」の活用を啓発していきます。 |

具体的施策(Ⅱ)ライフステージに応じた心身機能の維持・向上

1. こころの健康づくり

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|--|---|--|---|
| P 47 | 1 こころの健康や病気、こころの健康を保つためのセルフケアについての知識について普及啓発します。 | 自殺予防の普及啓発 心の健康フェア事業 心の健康づくり推進事業 地域版精神保健のつどい 精神障害者文化活動事業 | ゲートキーパーの育成 知識の普及啓発 ○精神障害のある方及びその家族、精神保健福祉関係団体並びに一般県民等が一堂に会し、講演や作品展示等を通じて、精神保健福祉に関する理解の促進を図ることを目的に、国が推進する全国精神保健福祉普及運動の一環として開催する。 ○一般市民への心の健康の普及啓発を目的に、心の健康巡回教室を実施。 ○保健所において、管内の実情に応じて精神保健及び精神障害者の保健福祉に関する理解の促進のための講演会・学習会を開催し、精神保健及び精神障害者の保健福祉に関する知識の普及啓発を図り、精神障害者の社会復帰の促進について、地域住民の理解を深める。 ○就労等、一般的な社会活動、経済活動への参加の困難さから社会的・対外的交流が極めて限定的ななりがちな精神障害者のために文化活動、レクリエーション等を実施し、活動機会の提供や動機づけを促し、障害者相互のあるいは、障害者と地域住民の交流を図り、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進と地域住民の精神障害者に対する理解の促進を図る。 | ゲートキーパー養成研修の実施や自殺予防の啓発、相談窓口の周知のための冊子や付箋等を配布した。 自殺予防の普及啓発などの取組により、平成27年の自殺死亡率が男性27.2、女性11.4となった。（平成22年男性：29.9、女性：13.4） 講演や障害福祉サービス事業所等の作品展示・販売等を通じて、一般県民の精神保健及び、精神障害者の福祉に対する理解を深めることができた。 精神疾患勉強会や保健所管内での講演会により、地域住民の精神保健の普及・精神障害者の理解促進に取り組んできたが、28年度は予算がつかなかったため、実施できなかつた。 精神障害者への文化活動・レクリエーションを通し、社会復帰及び社会参加の促進を図った。 |

具体的施策(Ⅱ)ライフステージに応じた心身機能の維持・向上

1. こころの健康づくり

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|--|--|--|--|
| P 47 | 2 悩みや問題を抱えた方が、一人でそれを抱え込むことのないよう、多様な機関による相談体制の充実とその周知を図ります。 | 精神保健相談事業 電話相談支援事業 | 保健所において、一般市民及び精神障害者やその家族等を対象として、保健所精神科嘱託医、精神保健福祉相談員及び保健師等が精神保健福祉に関する相談や広く「心の相談」に関わる相談を行い、精神医療・社会復帰に関する情報提供を行う。 精神保健福祉センターに精神疾患に関する相談窓口を設置するとともに、精神保健に関する知識の普及・啓発等を行うことにより、県民の精神的健康の保持増進を図る。 | 保健所において、一般市民及び精神障害者やその家族等を対象として、保健所精神科嘱託医、精神保健福祉相談員及び保健師等が精神保健福祉に関する相談や広く「心の相談」に関わる相談を行い、精神医療・社会復帰に関する情報提供を行っている。 精神保健福祉センターに精神疾患に関する相談窓口を設置するとともに、精神保健に関する知識の普及・啓発等を行うことにより、県民の精神的健康の保持増進を図っている。 |
| | | 一人ひとりに応じた健康支援事業【再掲】 | 医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・養護教諭等の保健医療分野の従事者を対象とした保健医療従事者等研修会の開催や各健康福祉センターでの電話相談・研修会を実施している。 | 一人ひとりに応じた健康支援事業では、地域の状況に応じたテーマで各健康福祉センターで健康教室を実施している。その中でメンタルヘルスをテーマに健康教室を実施しているところであり、周知・啓発につながっていると考えられる。 |
| | | 対面型相談支援事業 | 夜間や休日に相談できる窓口を設置し、臨床心理士による対面相談を実施する。 | 一般社団法人千葉県臨床心理士会に委託して、船橋駅前で平日夜間と日曜日に、臨床心理士による対面相談を実施している。夜間や休日にも利用できる相談窓口の設置などの取組により、平成27年の自殺死亡率が男性27.2、女性11.4となった。(平成22年 男性: 29.9、女性: 13.4) |
| | | 心の健康づくり推進事業【再掲】 | 精神障害のある方及びその家族、精神保健福祉関係団体並びに一般県民等が一堂に会し、講演や作品展示等を通じて、精神保健福祉に関する理解の促進を図ることを目的に、国が推進する全国精神保健福祉普及運動の一環として開催する。 | 精神疾患勉強会や保健所管内での講演会により、地域住民の精神保健の普及・精神障害者の理解促進に取り組んできたが、28年度は予算がつかなかったため、実施できなかつた。 |
| | | 高齢者相談事業 | 高齢者に関する虐待、介護、悩み事について、一般県民等からの相談に電話や面談により対応する。また、必要に応じて他の専門相談窓口を紹介する。 | 高齢者に関する虐待、介護、悩み事について、一般県民等からの相談に電話や面談により対応し、必要に応じて他の専門相談窓口を紹介した。 |
| | | 不登校支援事業 | 民間団体、関係機関と連携して、不登校児童生徒及び保護者等への適切な対応と支援を行う。 | 不登校児童生徒の居場所づくりや不登校経験者及び不登校の子どもをもつ保護者による教育相談を実施している。平成28年度より参加者からのニーズが高い、講師招へい型のミニセミナーの回数を年4回と増やし好評を得ている。平成27年度から地域開催の回数を年6回に増やし、不登校等の相談機関がない地域などをアウトリーチで実施している。 |
| P 47 | 3 多様な相談機関の間の連携を強化し、こころの健康を損ねた人にに対し早期に適切な対応ができるよう体制を整備します。 | スクールカウンセラー等配置事業 | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 | 平成26年度よりスクールカウンセラーの小学校配置を開始し、学校における教育相談体制の充実を図っている。平成26年度よりスクールソーシャルワーカーの中学校の拠点校への配置を開始し、福祉関係機関との連携の充実を図るとともに、家庭及び学校への助言・援助を行っている。 |
| | | 24時間子供SOSダイヤル電話相談事業 教育相談事業 | 来所及び電話、FAX、Eメール相談 | 様々な課題解決に向け、悩んでいる子ども・保護者に寄り添い取り巻く様々な環境を整えると共に、学校をはじめ関係機関と連携しながら相談活動を進めた。 相談内容が複雑多岐に渡り長期化する中で、個々の相談に對して真摯な対応を心がけ相談者のニーズに応えている。 |
| | | うつ病等の早期発見・早期治療等のための研修及び相談支援に当たる人材の育成事業 | 関係機関との連携会議 一般診療科医師に対する自殺対策(うつ病等)研修 | かかりつけ医及び産業医に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術、自殺対策に関する知識及び精神科医との連携方法等に係る研修を実施した。 うつ病等の早期発見・早期治療による自殺予防を図るために一般かかりつけ医に対する自殺対策の研修などにより、平成27年の自殺死亡率が男性27.2、女性11.4となつた。(平成22年 男性: 29.9、女性: 13.4) |
| P 47 | 4 かかりつけ医と精神科専門医の連携体制づくりを進めます。 | 精神医療連携強化事業 | 一般かかりつけ医の勉強会等事業 | 平成25年度事業終了 |

<評価指標>

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| ○達成度（ランク）の見方 A：現状が目標に達した B：現状値が目標に達していないが改善傾向にある C：現状がかわらない（達成率±5%以内） D：現状値が悪化している E：目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標 ※ 達成率＝（策定時の値－現状値）÷（策定時の値－目標値）×100 | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|

| No | 目標項目 | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H 年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース |
|----|----------------------------------|------------------|----------------|------------------|--------------|--------------------------|
| 1 | 自殺者の減少 (人口10万人当たり) | 男性 | 29.9 | 25.1 (H28年) | B | 人口動態統計の概況 (千葉県ホームページ) |
| | | 女性 | 13.4 | 10.1 (H28年) | B | |
| 2 | 気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少 | 14.8% (H25年度) | 13.3% | 16.7% (H27年度) | D | 生活習慣アンケート |
| 3 | メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加 | 60.1% (H25年度) | 100% (H32年) | 61.3% (H27年度) | C | 生活習慣アンケート |
| 4 | 自分には良いところがあると思う児童の増加 | 75.8% (H24年度) | 増加へ | 76.4% (H28年度) | A (+0.6%) | 全国学力・学習状況調査 |

<委員事前意見>

○：現在取組を進めている内容 △：取組を検討していくべき内容 ●：その他

| 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | | 現在及び今後の対応等 |
|-------------------------|---|--|
| ① | ・ゲートキーパーの養成に力を入れてほしい。学校・職場での啓発活動を願いたい。若者対策も重要、重点に。【千葉県労働者福祉協議会】 | ○毎年、ゲートキーパー養成研修を実施し、ゲートキーパーの養成を図っています。また、自殺予防の啓発や相談窓口の周知のための冊子や付箋等を関係機関へ配布しています。新しい自殺総合対策大綱の重点施策では、子ども・若者の自殺対策を更に推進することとなっており、現在、策定中である次期「千葉県自殺対策推進計画（平成30～39年度）」においても施策を検討していきます。 |
| ② | ・平成27年12月1日から、事業者にストレスチェックの実施が義務付けられました（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）【千葉県労働局】 | |

具体的施策(Ⅱ)ライフステージに応じた心身機能の維持・向上

2. 次世代の健康づくり

<具体的施策への取組>

| 冊子ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-------|---|--|---|--|
| P 52 | <p>1 健康な生活習慣（栄養・食生活・運動）を有する子どもの増加</p> <p>○教育分野との連携により、食育を通じ「早寝、起き、朝ごはん」を推進し、学童期からの生活習慣形成を推進します。</p> <p>○家庭を離れ自立する時期にある青年期に対し、基本的な食事（主菜・主食・副菜）の揃った食事の摂取や、毎日の朝食摂取がバランスの良い栄養を摂りやすくなることの啓発を図ります。</p> <p>○子どもの肥満は、将来の肥満や生活習慣病に結び付きやすいとの報告があることを踏まえ、肥満傾向にある子どもの減少に向けた取り組みを進めます。</p> | 子供の生活習慣改善事業 ライフステージに応じた健康づくり推進事業【再掲】 | <p>子供の生活習慣を一層改善するため、学校、市町村、地域の関係機関と協働のもと、子供とその保護者に向け、「早寝早起き朝ごはん」をスローガンとした継続的な啓発活動や情報提供等を行う。</p> <p>企業や大学等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、望ましい食生活習慣を身につけることの重要性等について普及啓発を実施する。</p> | <p>H27年度から文部科学省が作成した普及啓発資料「早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来～睡眠リズムを整えよう！～」、指導者用資料の活用について、各学校に依頼するとともに、Webページに掲載してきた。H27年度の活用状況は43%、H28年度の活用状況は45%。</p> <p>H27年度千葉県家庭教育支援研究協議会において、成田市立八生小学校と松戸市立横須賀小学校の「早寝早起き朝ごはん」の取組の実践発表を行った。</p> <p>H28年度より子供の生活習慣改善研修会を開催し、H28年度の参加者アンケートによる研修満足度の平均値が約85%であった。</p> <p>県内の大学に対し、朝食の推進や野菜摂取量の増加を目指した普及啓発を実施した。リーフレット20,000部を県内大学や健康福祉センター等関係機関、及び企業に配布、周知した。年度毎にモデル大学を設定し、大学内の学食を活用した食環境の改善を行った。イベント実施後のアンケートでは、今後の食生活について、朝食を食べたい、野菜を食べたいと回答した者は9割を超えた。</p> |
| P 52 | <p>2 学校教育と連動を図り、地域や職域との連携による卒業後も運動の機会を得やすい環境を整えるための支援</p> <p>○幼児期からの外遊び等、体を動かす習慣づくりを推進します。</p> <p>○地域における次世代の健づくりを推進するための人材の育成・資質向上を支援します。</p> <p>○民間団体、事業主等が行う次世代育成活動を推進します。</p> | 幼児期における体力づくり事業 ライフステージに応じた健康づくり推進事業【再掲】 生涯スポーツ指導者養成事業【再掲】 (千葉県社会体育公認指導者等養成講習会) (千葉県認定スポーツ指導者研修会) | <p>幼稚園教育に従事する職員を対象として研修会を開催</p> <p>企業や大学等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、望ましい食生活習慣を身につけることの重要性等について普及啓発を実施する。</p> <p>市町村における生涯スポーツ推進のため、地域におけるスポーツ指導者やスポーツ推進事業を担当する者等の資質向上を図る。 千葉県認定スポーツ資格取得者に対して、各種の情報を提供し社会体育指導者としての資質の向上を図る。</p> | <p>・幼稚園教育課程研究協議会において、幼稚園教諭や保育士を対象に、幼児期における身体活動の課題や運動の意義、配慮事項についての講演を行い、保育者の理解を促進しました。</p> <p>県内の大学に対し、朝食の推進や野菜摂取量の増加を目指した普及啓発を実施した。リーフレット20,000部を県内大学や健康福祉センター等関係機関、及び企業に配布、周知した。年度毎にモデル大学を設定し、大学内の学食を活用した食環境の改善を行った。イベント実施後のアンケートでは、今後の食生活について、朝食を食べたい、野菜を食べたいと回答した者は9割を超えた。</p> <p>人材発掘・育成事業として、社会体育公認指導員等養成講習会、スポーツリーダー養成講習会を実施し、資質向上・育成事業として、地域スポーツ指導者研修会、認定スポーツ指導者研修会を実施しており、生涯スポーツ公認指導員、クラブマネジャー、公認障害者スポーツ指導者の数は年々増加している。</p> |
| P 53 | <p>3 子どものメンタルヘルスに取り組むための関係機関・民間団体との連携を推進</p> <p>○相談活動に機能の充実に向けて、学校保健との連携促進や支援ネットワークの整備を図ります。</p> <p>○地域の専門家や学校の連携をもとにした効果的な性に関する教育や健康教育の方法の検討を進め、思春期の心の健康や性の問題に関する研究の推進を支援します。</p> | 思春期保健事業 不登校支援事業【再掲】 スクールカウンセラー等配置事業【再掲】 | <p>知識の普及啓発</p> <p>民間団体、関係機関と連携して、不登校児童生徒及び保護者等への適切な対応と支援を行う。</p> <p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置</p> | <p>思春期保健に関する関係者の連絡会を健康福祉センターで実施することにより、思春期の子供たちの性やメンタルヘルスの課題の共有や取り組みの方向性の検討ができる。</p> <p>不登校児童生徒の居場所づくりや不登校経験者及び不登校の子どもをもつ保護者による教育相談を実施している。平成28年度より参加者からのニーズが高い、講師招へい型のミニセミナーの回数を年4回と増やし好評を得ている。</p> <p>平成27年度から地域開催の回数を年6回に増やし、不登校等の相談機関がない地域などをアウトリーチで実施している。</p> <p>平成26年度よりスクールカウンセラーの小学校配置を開始し、学校における教育相談体制の充実を図っている。平成26年度よりスクールソーシャルワーカーの小中学校の拠点校への配置を開始し、福祉関係機関との連携の充実を図るとともに、家庭及び学校への助言・援助を行っている。</p> |

<評価指標>

| ○達成度（ランク）の見方 | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------|----------------------|--------------|---|--|--|
| A：現状が目標に達した | B：現状値が目標に達していないが改善傾向にある | C：現状がかわらない（達成率±5%以内） | D：現状値が悪化している | E：目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標 | | |
| ※ 達成率＝（策定時の値－現状値）÷（策定時の値－目標値）×100 | | | | | | |

| No | 目標項目 | | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース |
|----|---|-------------|--------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------------------|
| 1 | 全出生数中の低出生体重児の割合の減少 | | 9.2% | 減少傾向へ (H26年) | 8.8% (H27年) | A (-0.4%) | 厚生労働省 「人口動態統計」 |
| 2 | 肥満傾向にある子どもの割合の減少 (小学5年生の中等度・高度肥満児の割合) | 男子 | 4.9% (H22年度) | 減少傾向へ (H26年) | 4.6% (H28年度) | A (-0.3%) | 全国体力運動能力、運動 習慣等調査 |
| | | 女子 | 2.8% (H22年度) | | 3.1% (H28年度) | D (+0.3%) | |
| 3 | 朝食を毎日食べている子どもの割合の増加 (小学6年生) | | 88.6% (H24年度) | 100%に近づ ける | 87.3% (H28年度) | D | 全国学力・学習状況調査 |
| 4 | 運動やスポーツを習慣的にし ている子どもの割合の増加 →学校の運動部や地域のス ポーツクラブに入っている子 どもの割合（スポーツ少年団 を含む） | 男子 | (参考値:週 に3日以 上・小学5 年生) | 76.1% (H22年度) | 增加傾向へ | 75.5% (H28年度) | 全国体力運動能力、運動 習慣等調査 |
| | | 女子 | | 52.5% (H22年度) | | 54.0% (H28年度) | |
| 5 | 月～金の間1日にどれくらいの時間睡眠 をとることが多いですか（8時間以上の 者の割合） →毎日どのくらい寝ていますか（8時 間以上の者の割合） | 男子 小学5年生 | 56.6% (H22年度) | 増加傾向へ | 56.7% (H28年度) | A (+0.1%) | 全国学力・学習状況調査 →全国体力運動能力、運動 習慣等調査 |
| | | 女子 小学5年生 | 56.5% (H22年度) | | 58.9% (H28年度) | A | |
| 6 | 月～金の間1日にどれくらいの時間テレ ビやビデオDVDを見たり聞いたりしま すか（3時間以上の者の割合） | 小学校6年 生 | 42.3% (H24年度) | 増加を抑制 | 33.4% (H28年度) | A | 全国学力・学習状況調査 |
| 7 | 月～金の間1日にどれくらいの時間テレ ビゲームをしますか（2時間以上の者の 割合） | 小学校6年 生 | 24.9% (H24年度) | 増加を抑制 | 31.0% (H28年度) | D | 全国学力・学習状況調査 |
| 8 | 家の人と普段（月～金曜日）夕食を一緒に 食べる子どもの割合の増加 →家の人と学校での出来事について話 をする割合の増加 | 小学6年生 | 75.7% (H24年度) | 増加傾向へ | 79.8% (H28年度) | A | 全国学力・学習状況調査 |
| | | 中学3年生 | 66.2% (H24年度) | | 73.5% (H28年度) | A | |

<委員事前意見>

○：現在取組を進めている内容

△：取組を検討していくべき内容

●：その他

| 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | | 現在及び今後の対応等 |
|-------------------------|--|--|
| ① | ・子どもの生活習慣改善事業について、指導者への資料の活用にかかる依頼を行っているが、授業の一コマを活用して啓発活動を義務化するような取組を行ってほしい。【全国健康保険協会千葉支部】 | ○子供の生活習慣改善事業では、生活習慣改善のために文部科学省が作成した普及啓発資料「早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来～睡眠リズムを整えよう！～」の活用を各学校に促しています。今年度は、資料内の睡眠チェックシートを活用して中学生に自己の睡眠パターンの課題に気づかせ、睡眠習慣の改善方策を明確化させることをねらい、「睡眠チェック」の取組要領を作成し、再度資料の活用を促しました。 その他、各種授業や学校生活を通して子供たちの基本的な生活習慣の習得を図っています。 |
| ② | ・学校と家庭で結ぶ施策が重要。親を対象とした施策がもう少し必要では？【千葉県労働者福祉協議会】 | ○第2次教育振興基本計画の施策「親の学びと家庭教育への支援」に基づく具体的な取組として、保護者への家庭教育リーフレットの配布や「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用推進を図り、学校と家庭の連携を推進しています。 |

具体的施策(Ⅱ)ライフステージに応じた心身機能の維持・向上

3. 高齢者の健康づくり

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|--|--|--|---|
| P57 | 1 高齢者保健福祉計画と連動し、健康寿命の延伸を図るため、保健・医療・福祉・介護の連携を強化し、介護予防を推進します。 | 千葉県高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）推進事業 福祉ふれあいプラザの運営 介護予防市町村支援事業 | 高齢者保健福祉に関する総合的な基本計画である「千葉県高齢者保健福祉計画」（H27～H29）の進捗管理及び評価等を行う。 福祉ふれあいプラザにおける介護予防トレーニングセンターの運営 介護予防に取り組む市町村を支援する。 | 「在宅医療介護連携推進事業」に取り組む市町村を支援するための勉強会を開催したほか、入退院時の医療と介護間の情報共有のための様式である「地域生活連携シート」を改定するなど、医療と介護の連携を推進した。 利用者一人ひとりに合った運動プログラムによる介護予防トレーニングを実施しており、利用者個人の生活習慣全般に対して指導を行っている。 国はこれから介護予防の具体的なアプローチとして、「住民運営の通いの場の充実」「リハ職等を活かした介護予防の機能強化」を示している。 1 住民運営の通いの場の充実 平成26年度から平成28年度において地域づくりによる介護予防事業としてモデル市町村を対象に住民運営の通いの場の立ち上げ支援等を実施した。 また、市町村担当者研修においては、市町村の取組報告により、事業推進を支援した。 2 リハ職等を活かした介護予防の機能強化 平成27年度、平成28年度に介護予防事業担当者とリハビリテーション専門職等の意見交換会を実施し、事業推進のきっかけとした。 |
| | | 高齢者食生活応援事業【再掲】 | 高齢者向けメニューの配布や、高齢者世帯への食生活指導等を実施するとともに、その仕組みを地域の自治会やボランティア団体、行政等地域ぐるみで支援する体制を構築する。 | 平成26年度事業終了 |
| P57 | 2 認知症対策の推進 ○認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行います。 ○早期診断と適切な医療・介護予防サービスの提供体制を整備します。 ○本人と介護家族への相談支援体制を整備し充実を図ります。 ○認知症ケアに携わる人材の養成や資質向上を図ります。 ○若年性認知症対策を推進します。 ○学童期から生活習慣病予防対策に取り組み、脳の活性化を阻害する生活習慣や活性化を促す環境などについての情報発信を行います。 | 認知症介護研修事業 認知症対策支援事業 | 認知症高齢者介護の実務者に対し研修を実施し、介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成する。 認知症サポート、キャラバンメイトの養成及び認知症メモリーオークの支援 認知症サポート医の養成、かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施、認知症疾患医療センターの運営、認知症連携パス検討・作成、認知症連携バスを活用した医療と介護の連携モデル事業 認知症専門職研修体系構築事業、認知症コーディネーターの養成及び多職種協働研修事業 認知症相談コールセンターの運営、認知症高齢者を介護する家族への支援 若年性認知症対策総合推進事業 | 認知症介護実践研修（基礎研修・実践者研修・実践リーダー研修）、認知症対応型サービス事業管理者等研修（基礎研修も追加）を実施しており、今後もこれまでどおり実施し、認知症介護の専門職員を養成していく。 認知症サポート養成事業、メモリーオーク等を通じて一般県民の認知症に対する理解を深めることができた。 認知症サポート医、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師を対象とした研修を実施し、認知症支援に携わる人材を養成できた。 認知症相談コールセンターの運営や家族の交流気合を通して、本人と介護家族への相談体制が整備された。 若年性認知症総合推進事業では、関係相談支援機関を対象とした研修会、自立支援ネットワーク構築会議を開催し、若年性認知症対策の推進を図っている。 |
| P57 | 3 高齢者の低栄養の実態把握を進め、対応を検討します。 | 高齢者食生活応援事業【再掲】 | 高齢者向けメニューの配布や、高齢者世帯への食生活指導等を実施するとともに、その仕組みを地域の自治会やボランティア団体、行政等地域ぐるみで支援する体制を構築する。 | 平成26年度事業終了 |
| P58 | 4 ロコモティブシンドローム（運動器症候群）についての普及啓発 ○ロコモティブシンドロームの予防に関し、実践的に指導を行う人材を育成します。 ○ロコモティブシンドロームに取り組む地域の介護予防事業や好事例の情報を収集し、情報提供を行います。 ○ロコモティブシンドロームとその予防に関する知識の普及啓発を行います。 | 生活習慣病予防人材育成事業【再掲】 健康・体力指導者研修会 県民大会一人ひとりに応じた健康支援事業【再掲】 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図るために研修会の開催をした。平成25年度から平成28年度（特定健診・特定保健指導の第2期期間中）の受講者は延べ2109名となった。 体力づくり指導者講習会では、特定保健指導従事者に対する運動指導の具体的な方法に関する研修会の開催や、健康運動指導士やスポーツ指導者を対象とした研修会の開催により、県民一人ひとりの生活に応じた運動・身体活動量の増加やロコモティブシンドロームとその予防に関する知識の普及を支援する人材を育成した。 健康ちら21の推進・普及啓発。 医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・養護教諭等の保健医療分野の従事者を対象とした保健医療従事者等研修会の開催や各健康福祉センターでの電話相談・研修会を実施している。 | 県民大会、健康教室等で住民向けに普及啓発を行ってきた。 また、平成26年度から、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・養護教諭等の保健医療分野の従事者を対象とした保健医療従事者等研修会において、ロコモティブシンドロームをテーマに講演を行い、支援者の資質向上を図ってきた。 評価指標であるロコモティブシンドロームの認知割合は平成27年度は41.4%であり、策定時である平成25年度の34.6%から上昇しており、普及啓発により改善につながっていると考える。 |

具体的施策(Ⅱ)ライフステージに応じた心身機能の維持・向上

3. 高齢者の健康づくり

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|--------------------|--------------|--|---|
| | | 介護度重度化防止対策事業 | 介護予防への取組を促す介護度重度化防止推進員を養成し、高齢者の身近な場所での活動を支援する。 | 介護度重度化防止推進員については、平成24年度から4年間で561人を養成し、各地域の「住民運営の通いの場」等において活動している。 |

<評価指標>

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| ○達成度（ランク）の見方 A：現状が目標に達した B：現状値が目標に達していないが改善傾向にある C：現状がかわらない（達成率±5%以内） D：現状値が悪化している E：目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標 ※ 達成率＝（策定時の値－現状値）÷（策定時の値－目標値）×100 | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|

| No | 目標項目 | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H 年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース |
|----|--|------------------|---|-------------------|------------------|------------|
| 1 | 要介護認定者の増加の抑制 | 19万人 (H23年度) | 22万3千人以下 (H26年度) | 24万3千人 (H27年度) | D | 介護保険事業状況報告 |
| 2 | 低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制 | 18.9% (参考値) | 22.0% | 15.1% (H27年度) | A | 県民健康・栄養調査 |
| 3 | 足腰に痛みのある高齢者の割合の減少(千人当たり) | 男性 | 197人 | 177人 | 221人 (H25年) | D |
| | | 女性 | 287人 | 258人 | 274人 (H25年) | B |
| 4 | ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を認知している県民の割合の増加 | 34.6% (H25年度) | 80.0% | 41.4% (H27年度) | B | 生活習慣アンケート |
| 5 | 高齢者の社会参加の促進(就業または何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加) | 男性 | (参考値：何らかの地域活動をしている高齢者の割合) 71.6% (H25年度) | 86.0% | 67.9% (H27年度) | D |
| | | 女性 | 63.0% (H25年度) | 76.0% | 59.6% (H27年度) | D |

<委員事前意見>

○：現在取組を進めている内容 △：取組を検討していくべき内容 ●：その他

| | 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | 現在及び今後の対応等 |
|---|--|--|
| ① | ・「足腰に痛みのある高齢者の割合の減少」という指標ですが、高齢者は腰や肩や足など、どこかしらに痛みがある方が多く、その痛みとうまく付き合って生活しているのではないかと思います。問題は、日常生活に支障をきたし、介護に移行することを防止することだと思いますので、この指標の数値である厚労省の調査がそいいった人を正しく把握できているのかが疑問があります。【千葉県国民健康保険団体連合会】 | ●健康ちば21（第2次）の指標については、比較検討することも考慮し、健康日本21（第2次）の指標に基づき設定しています。健康日本21（第2次）では、高齢者の腰や手足の痛みは、変形性関節症や骨粗鬆症による脊椎圧迫骨折によって生じることが多く、生活の質に影響するだけでなく、姿勢不安定、転倒、歩行困難等と密接な関係があることが示唆されており、外出や身体活動を阻害するものとされています。これらの改善により、外出や社会参加が促進され、高齢者の自立を保つ上でも重要な要素であることから、足腰に痛みのある高齢者の割合が指標となっています。 |
| ② | ・高齢者の社会（地域）参加と「栄養・食生活」にある一人暮らしの対策を関連づけた施策などの実施。【千葉県労働者福祉協議会】 | ○千葉県第3次食育推進計画に基づき、平成29年度から新たに高齢者向け食育プログラムを実施しています。ちは食育サポート企業の講師が出向く「出前授業」や、企業の店舗や工場を使い体験・見学等を行う「体験型」等のプログラムがあり、高齢者の社会参加の契機となることも期待しています。 |
| ③ | ・高齢者の社会参加については、健康づくり、社会貢献、生きがいの醸成など、様々なメリットをもたらすので、行政として社会参加を促す事業を検討していく必要がある。【全国健康保険協会千葉支部】 | ○高齢者保健福祉計画における基本施策である「生涯現役社会の実現に向けた環境整備の促進」に向けて、老人クラブ活動の活性化への支援、生涯大学校の運営等の事業を実施しています。今後も高齢者保健福祉計画と整合性を図り、高齢者の社会参加を促す事業を推進していきます。 |
| ④ | ・認知症を取り入れるかの検討をしてもらいたい。【千葉県保健所長会】 | ○高齢者保健福祉計画の基本施策である「認知症施策の推進」と整合性を図りながら取組を進めています。 |

具体的施策(Ⅲ)生活習慣病の発症予防と重症化予防

1. がん

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|---|---|---|---|
| P 63 | 1 がん及びがん予防、並びに検診の意義に関する知識の普及啓発 ○県民一人ひとりががん及びがん予防に関する知識を持ち、がんを予防するための生活行動をとることができるように、啓発普及を図ります。 ○特にがん検診は、自覚症状がない時から継続的に受診することが重症化を防ぎ、がんによる死亡やQOLの低下を防ぐ有効な方法であることを県・市町村のみでなく、企業・事業所や医療機関等においても様々な機会に周知します。 | 千葉県がん対策審議会での審議 | がん対策の全般について審議し、がん対策を総合的に推進する。 | 千葉県のがん対策の推進について、審議会及び審議会の下に設置した7つの部会において、審議・検討を行い、「千葉県がん対策推進計画」に沿って、がん対策を進めてきた。 |
| | がん予防展、がん講演会事業 | 毎年9月のがん征圧月間に併せ、がん予防展・がん講演会を開催し、がんの予防・診断・治療等の最新の知識を広く県民に啓発する。 | 県民一人ひとりが、がん及びがん予防に関する知識を持ち、がんを予防するための生活行動をとることができるよう、がん予防展やがん講演会を開催し、普及啓発を図った。 | |
| | ピンクリボンキャンペーン | 乳がん検診普及啓発 | 9月のがん征圧月間、10月の乳がん征圧月間に合わせ、千葉県を本拠地としているスポーツチームの協力のもと開催し、乳がん検診の受診率向上のため広く県民に普及啓発を図った。 | |
| | 乳がん触診模型による自己触診の普及 | 乳がん検診普及啓発 | 協力の得られた3市薬剤師会及び企業傘下の薬局に乳がん触診模型を設置し、住民に身近な場所で乳がんについて普及啓発を実施した。また、触診体験と併せて啓発リーフレットを配布することで、自己触診や検診の必要性についての理解を得られた。 乳がんの自己触診を普及することにより、乳がん検診への関心を高め、検診受診率向上のための普及啓発を図った。 | |
| | 乳がん自己検診レベルアップ推進事業 | 乳がん自己触診（プレストケア）の指導者を養成 | 保健師・薬剤師等を対象に研修を実施し、乳がんの自己触診指導者を育成することにより、県民へ乳がん予防と自己触診の必要性の普及啓発につなげた。 | |
| | がん検診受診促進企業連携事業 | 住民と接する機会の多い企業や団体と連携して、効果的・効率的な啓発や情報提供を行い、職域を含めたがん検診受診率の向上に向けた取り組みを行う。 | 企業と連携し、「がんを知る展」を開催し、がん検診受診率向上のための普及啓発を行った。 | |
| | 街頭キャンペーン・ポスター配布 | 禁煙週間（5月31日～6月6日）やがん制圧月間（9月）等において街頭キャンペーンを実施するほか、成人式等の機会を捉えて喫煙防止のチラシを配付する。 | 禁煙週間街頭キャンペーンは平成24年度から実施しており、啓発物の配布や肺年齢測定を行っている。成人式における喫煙防止リーフレットの配付は平成26年度から毎年実施しており、継続的に県民に対する喫煙による健康影響の啓発を行っている。 | |
| P 63 | 2 発症予防のための生活習慣改善の支援(詳細は別章で後述) ○喫煙率(受動喫煙を含む)の低下 ○多量飲酒者の割合の低下 ○身体活動が少ない者の割合の低下 ○適正体重を維持する者の割合の増加 ○高塩分食品の摂取の減少、野菜・果物不足の者の割合の減少 | | | |
| P 63 | 3 がんに関連するウイルス感染対策 ○子宮頸がんワクチンに関する知識の普及を図り、予防接種の推進を図ります。 ○肝炎ウイルス検査に関する知識の普及を図り、感染者で未診断・未対策の者の割合の低下を推進します。 | 子宮頸がん予防 | 国の動向を注視し、必要に応じ啓発等実施 | 国の動向を注視し、必要に応じ啓発等実施する。 |
| | 予防接種事業 | 子宮頸がんワクチンに関する情報提供等 | ホームページや市町村を通じて子宮頸がんワクチンに関する情報提供を行った。 | |
| | 肝炎対策事業 | 正しい知識の普及啓発、検査・相談体制の確保、診療体制の整備等 | 正しい知識の普及啓発のため、ポスターやリーフレットを作成・配布している。また、各健康福祉センターにおいて、肝炎ウイルス検査を実施し、肝炎陽性者のフォローアップ事業を実施している。 「千葉県肝炎対策推進計画」で平成24年度から平成28年度までを期間として定めたそれぞれの事業目標について ・県や市町村で実施する肝炎ウイルス検査数の合計や、県の委託検査を実施する医療機関数については、概ね目標を達成。 ・肝炎ウイルス検査後の専門医への受診勧奨などの支援を進めるコーディネーターについては、目標値である70人を大きく上回る349人を養成した。 | |
| | 健康増進事業に対する補助金 | 市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診の取組みを推進する。 | 各市町村に対し個別勧奨及び陽性者のフォローアップの実施について周知及び実施依頼を行っている。 H29.4に一部改定された「千葉県肝炎対策推進計画」に設定の目標達成を目指すため、市町村の健康増進事業における肝炎対策の取組みを促進し、「肝炎ウイルス検査数」及び「フォローアップ事業参加同意者の医療機関受診率」の増加に努めている。 | |

具体的施策(Ⅲ)生活習慣病の発症予防と重症化予防

1. がん

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|--|---|--|--|
| P 63 | <p>4 検診受診率の向上、精密検査の確実な受診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検診の実施時間・場所に関するわかりやすい提供と情報へのアクセス向上、予約や申し込みの手続きの簡略化等が実施できるよう市町村・医療保険者・検診実施機関を支援します。 ○利便性を向上させるため、休日や夜間の実施、特定健診との同時実施、複数の受診場所の確保等、好事例の取組の紹介を含め市町村・医療保険者・健診実施機関を支援します。 ○特定のがんのハイリスク集団やある年齢層に重点的に受診勧奨を行う方法等、受診率向上に向け効果的な取組について科学的に検討し、公表・普及していきます。 ○精密検査を確実に実施するよう啓発するとともに、市町村等の検診主体に受診結果の把握を働きかけます。 | <p>千葉県がん対策審議会専門部会（予防・早期発見部会）での検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳がんマンモグラフィ検診従事医師等研修事業 ・乳がん超音波研修委託事業 ・胃内視鏡検診従事者研修事業 <p>市町村担当者研修会</p> <p>がん検診推進員育成講習会</p> | <p>受診率向上のための戦略的な普及啓発について検討 受診率、発見率等集計分析し検診の精度管理の向上を図る</p> <p>検診の精度や技術の向上</p> <p>先進的な市町村の取り組みを紹介し受診率向上に努める。</p> <p>がん検診推進員を育成し、各地域等でがん検診の声かけ運動を実施して受診率の向上を図る。</p> | <p>部会を開催し、がん検診受診率向上のための戦略的な普及啓発について検討している。 精度管理向上については、自己点検チェックリストを用い、市町村やがん検診実施機関におけるがん検診事業の自己評価を広めた。</p> <p>乳がんマンモグラフィ検診従事医師等研修、乳がん超音波検診研修、胃内視鏡検診従事者研修を開催し、がん検診に携わる医療従事者の資質向上及びがん検診の一層の効率化や精度管理の向上を図った。</p> <p>市町村がん検診担当者、検診機関職員への支援として、受診率の向上のための効果的な取組等について、専門家の講義や事例紹介等の情報交換を行った。</p> <p>市町村で委嘱している健康づくり推進員等をがん検診推進員として、育成する研修を健康福祉センターが中心となって行い、がん検診の声掛け運動等、がん検診の受診率向上に向けた普及啓発につなげていく。</p> |

<評価指標>

○達成度（ランク）の見方
 A：現状が目標に達した B：現状値が目標に達していないが改善傾向にある C：現状がかわらない（達成率±5%以内）
 D：現状値が悪化している E：目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標
 ※ 達成率＝（策定時の値－現状値）÷（策定時の値－目標値）×100

| No | 目標項目 | | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H 年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース |
|----|----------------------------------|-------------------|-----------------|----------------|--------------------|-----------------|---------------------|
| 1 | 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少 (10万人当たり) | | 79.6 (H23年) | 72.7 (H27年) | 76.3 (H27年) | B | 厚生労働省 「人口動態特殊報告」 |
| 2 | がん検診の受診率の向上 | 胃がん (40~69歳) | 男性 | 35.6% | 40% (H28年) | 47.2% (H28年) | A |
| | | | 女性 | 31.0% | | 36.9% (H28年) | B |
| | がん検診の受診率の向上 | 肺がん (40~69歳) | 男性 | 26.7% | 40% (H28年) | 52.8% (H28年) | A |
| | | | 女性 | 26.1% | | 46.8% (H28年) | A |
| 3 | がん検診の受診率の向上 | 大腸がん (40~69歳) | 男性 | 28.9% | 40% (H28年) | 46.3% (H28年) | A |
| | | | 女性 | 26.7% | | 42.7% (H28年) | A |
| 4 | がん検診の受診率の向上 | 子宮頸がん (20~69歳) | 39.9% | 50.0% | 44.2% (H28年) | B | 厚生労働省 「国民生活基礎調査」 |
| | がん検診の受診率の向上 | 乳がん (40~69歳) | 43.0% | 50.0% | 49.9% (H28年) | B | |
| 3 | 子宮頸がん予防ワクチン接種率 | | 71.8% | 95.0% | 積極的勧奨ではなくなったため評価せず | | |
| 4 | 精密検査結果等の把握割合(胃がん) | | 83.2% | 90.0% | 79.3% (H27年度) | D | 保健事業関係補足調査 |

<委員事前意見>

○：現在取組を進めている内容 △：取組を検討していくべき内容 ●：その他

| | 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | 現在及び今後の対応等 |
|---|---|--|
| ① | ・75歳未満のがんの年齢調整死亡率が低下しているが、その原因を探ってもらいたい。少なくとも、どのがんの死亡率が下がったかの検証は必要。【千葉県保健所長会】 | ●10年間のがん対策推進計画による様々な取組により、目標には及びませんでしたが、75歳未満のがんの年齢調整死亡率は減少しています。具体的に5大がんでは、肝及び肝内胆管や胃が減少しています。 |
| ② | ・加入者に広報を行うため、県内のがん検診実施機関情報を取りまとめ、提供いただきたい。また、協会けんぽでは、特定健診と市町村が実施するがん検診との同時実施について、拡大を進めているところであるが、本事業が行いやすくなるよう、環境の整備（例：市町村との会議での働きかけetc）もお願いしたい。【全国健康保険協会千葉支部】 | |
| ③ | ・希少がんと言われる口腔がん（発生頻度は全がんの3~4%）の問題についても光を当ててほしい。口腔がんは進行すると、摂食困難・構音障害になるばかりでなく、顔貌の変形等の審美的な問題も発生し精神的な苦痛も多い。口腔がんは直視できる場所であるため、早期発見が可能であり、早期発見は医療費の抑制にもつながり検診事業が有用である。現状として、各都市によって対応は異なるが、歯科医師会が関係して千葉市・市川市等のいくつかの都市は個別検診、あとは集団検診をしている。個別検診は千葉市や市川市は開業医の先生が講習を受けた後、協力医になってを行い、集団検診は大学の口腔外科の先生が行っている。昨年度千葉市では600の定員で検診を実施したところ、希望者は1週間経たないうちに定員に達した。今年も1週間ぐらいで打ち切りであり、受けられない人がいる。希望者は多いが、市町村の方の問題として費用が掛かり、予算の問題がある。県の方でも頭に入れておいて頂きたいと思う。【千葉県歯科医師会】 | |
| ④ | ・平成29年3月28日に決定された働き方改革実行計画の一つとして、「病気の治療と仕事の両立」があり、職場における取組などをまとめた企業向けの「ガイドライン」を公表しました。【千葉県労働局】 | |

具体的の施策(Ⅲ)生活習慣病の発症予防と重症化予防

2. 循環器疾患

<具体的な施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的な施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的な施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|--|---------------------------|--|--|
| P 67 | <p>1 生活習慣病と循環器疾患の関係についての周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒に関する生活習慣と危険因子の関連について、また発症予防のための早期発見について理解できるよう、情報を発信していきます。 ○教育関係機関と連携し、子どもの頃からの生活習慣病予防に関する知識を普及します。 ○関係機関と連携し、社会的自立期にある若者への生活習慣病予防への啓発を推進します。 ○医療保険者と連携し、自覚症状に頼るのではなく年1回の健診で健康管理を行う必要性を周知します。 | 生活習慣病予防人材育成事業【再掲】 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。 | 特定健診・特定保健指導の従事者を対象に、特定研修会を開催し、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒に関する生活習慣と危険因子の関連に関する知識の向上と人材育成に努めた。平成25年度から平成28年度研修（特定健診・特定保健指導の第2期期間中）の受講者は延2109名となった。 |
| | | ライフステージに応じた健康づくり推進事業【再掲】 | 企業や大学等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、望ましい食生活習慣を身につけることの重要性等について普及啓発を実施する。 | 県内の大学に対し、朝食の推進や野菜摂取量の増加を目指した普及啓発を実施した。リーフレット20,000部を県内大学や健康福祉センター等関係機関、及び企業に配布、周知した。年度毎にモデル大学を設定し、大学内の学食を活用した食環境の改善を行った。イベント実施後のアンケートでは、今後の食生活について、朝食を食べたい、野菜を食べたいと回答した者は9割を超えた。 |
| | | 県民大会【再掲】 | 健康ちば21の推進・普及啓発 | 県民大会は平成14年度から毎年テーマを変えて実施しており、健康ちば21（第2次）が策定された平成25年度からは、食生活、喫煙など健康寿命延伸に向けて生活習慣病予防に関するテーマで実施してきました。参加者は平成25年度から計825名が参加しており、生活習慣病に関する健康情報の普及啓発につながっていると考える。 |
| | | 健康増進普及月間と食生活改善普及運動ポスターの配布 | 県民への知識の普及 | 9月の健康増進普及月間に合わせて、市町村及び関係機関に対し、特定健診受診勧奨を促すポスターを各関係機関が必要とする枚数を的確に送付し、適所に発布してもらうことにより、健診を利用した健康管理の必要性を訴えかけ続けている。 |
| P 67 | <p>2 特定健診等の早期発見のための取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に応じたきめ細かな対策を講ずることができるよう特定健診を企画する人材の育成を図ります。 ○好事例について情報の収集、提供を行います。 ○地域・職域間における相互支援体制整備など保険者間協力による利便性向上への取組を推進します。 | 生活習慣病予防人材育成事業【再掲】 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図るために研修会を開催した。平成25年度から平成28年度（特定健診・特定保健指導の第2期期間中）の受講者は延2109名となった。 この研修では、地域の実情に応じたきめ細やかな対策を講ずることができるよう計画・評価の研修を開催した。 |
| | | 情報ナビゲーター事業 | 事業で分析されたデータを活用し地域職域連携推進協議会とも連動し効果的支援を行う。 | 健康づくり情報の活用に係る研修会は平成25年度から開催しており、延110名が参加した。また、保健所や市町村における健康づくり施策の立案や事業評価の効率化、住民への健康教育、保健指導等において具体的な目標を策定に資するため、最新の健康課題評価指標データを算出し、県のホームページに掲載してきた。 |
| | | 地域・職域連携推進事業【再掲】 | 地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。 | 保健所圏地域職域連携推進事業担当者会議では、各健康福祉センターの現状と課題及び取組について情報交換することができた。また、健康格差分析事業報告書や特定健診データを収集・分析した結果等の活用を促す機会となつた。 |
| | | 保健所圏地域・職域連携推進事業【再掲】 | 地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。 | 生活習慣病予防をテーマとして取り組む健康福祉センターにおいて、関係機関と連携し、特定健診に関する啓発物の作成・配布等により周知を図った。 |
| | | 千葉県保険者協議会 | 各医療保険者の代表からなる協議会へ県の立場で参加し助言 | 県内医療保険者間で現状について課題を共有したり、情報交換を行う等して、行政と医療保険者が協力しながら健康づくりを推進について話合つた。 |
| P 67 | <p>3 重症化の予防に向けた取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重症化の予防に向け、年齢だから仕方がないではなく、検査値がどれほどであれば治療を開始する必要があるかについて知識を普及します。 ○ハイリスクアプローチとして、特定保健指導において一人ひとりの状態にあつた運動指導や食事指導が効果的に実施できるよう、従事者に対する研修を実施します。 | 生活習慣病予防人材育成事業【再掲】 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図るために研修会を開催した。平成25年度から平成28年度（特定健診・特定保健指導の第2期期間中）の受講者は延2109名となった。 重症化予防のための保健指導ができるよう保健指導従事者の資質の向上に努めた。またハイリスクアプローチについての内容を盛り込み人材育成に努めた。 |

具体的施策(Ⅲ)生活習慣病の発症予防と重症化予防

2. 循環器疾患

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|---|--|--|--|
| P 67 | <p>4 対策推進のための支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣改善を支援する保健と治療を施す医療との間の相談支援のための協働・連携を図ります。 ○地域や職域、集団給食等の領域において、低塩・低脂肪メニューなどの導入、運動する機会の確保などといった、健康習慣づくりへの取組をサポートする体制の整備に向け、ネットワークの整備や情報の提供を通じ、関係者の活動を支援します。 | <p>特定給食施設指導事業【再掲】</p> <p>健康ちば協力店事業【再掲】</p> | <p>特定給食施設等における給食管理の充実強化に資するため、施設管理者講習会及び従事者講習会等の集団指導並びに個別巡回指導等を実施する。</p> <p>外食等においても、食生活管理が行えるよう、メニューに「エネルギー・脂質・食塩相当量」の表示や「主食の量を控えめにできる」などのヘルシーオーダーに対応する飲食店等を「健康ちば協力店」として登録し、県ホームページや保健所の広報等で周知する。</p> | <p>管理栄養士・栄養士を配置している施設の数は毎年増加しているが、施設数全体がそれを上回って増加しているため、配置施設割合としてはやや減少している。年々変化する栄養管理に関する情報を、研修会や巡回指導等を通じて指導・助言を行っている。</p> <p>策定期の923店舗から、平成28年度末時点で1,013店舗まで登録店舗を増やすことができた。また、県ホームページ以外にも、各管内の市民まつりや飲食店対象の講習会等において普及啓発を行った。</p> |

<評価指標>

| ○達成度（ランク）の見方 | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| A：現状が目標に達した B：現状値が目標に達していないが改善傾向にある C：現状がかわらない（達成率±5%以内） D：現状値が悪化している E：目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標 ※ 達成率＝（策定時の値－現状値）÷（策定時の値－目標値）×100 | | | | | |

| No | 目標項目 | | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H27年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース |
|----|--|-------------------------|--------------------------------------|------------------|--------------------|-------------------------|---|
| 1 | 脳血管疾患の年齢調整死亡率の減少 (10万人当たり) | | 男性 47.7 | 40.2 | 35.8 (H27年) | A | 厚生労働省 「人口動態特殊報告」 |
| | 女性 27.3 | 25.0 | 21.7 (H27年) | A | | | |
| 2 | 急性心筋梗塞の年齢調整死亡率の減少 (10万人当たり) | | 男性 20.3 | 17.5 | 17.3 (H27年) | A | 厚生労働省 「人口動態特殊報告」 |
| | 女性 8.4 | 7.5 | 6.5 (H27年) | A | | | |
| 3 | 高血圧の改善 (収縮期血圧の中央値の低下) | | 男性 (40~74歳) 130mmHg (H22年度) | 126mmHg | 129mmHg (H27年度) | B | 特定健診・特定保健指導 に係るデータ分析 |
| | 女性 (40~74歳) 128mmHg (H22年度) | 124mmHg | 127mmHg (H27年度) | B | | | |
| 4 | 脂質異常症の LDL-C160mg/dL 以上の者 | 男性 (40~74歳) 9.2% | 6.9% | 9.9% (H27年度) | D | 特定健診・特定保健指導 に係るデータ分析 | |
| | | 女性 (40~74歳) 14.3% | 10.7% | 15.6% (H27年度) | D | | |
| 5 | メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の割合の減少 (平成20年度と比べて 25%減少) | | 男性 (40~74歳) 43.2% | 33.2% | 44.6% (H27年度) | D | 特定健診・特定保健指導 に係るデータ分析 |
| | 女性 (40~74歳) 15.3% | 13.0% | 14.8% (H27年度) | B | | | |
| 6 | 特定健康診 査・特定保 健指導の実 施率の向上 | 国保 | 特定健診 35.1% (H22年度) | 60.0% | 37.4% (H26年度) | B | 医療費適正化計画進捗状況 (厚生労働省より提供 医療費適正化計画評価の ために提供されたデータ) |
| | 特定健康診 査・特定保 健指導の実 施率の向上 | | 特定保健指導 21.1% (H22年度) | 60.0% | 19.4% (H26年度) | C | |
| | 特定健康診 査・特定保 健指導の実 施率の向上 | 全体 | 特定健診 42.2% (H22年度) | 70.0% | 51.6% (H26年度) | B | |
| | | | 特定保健指導 14.2% (H22年度) | 45.0% | 15.5% (H26年度) | △ | |

<委員事前意見>

○：現在取組を進めている内容 △：取組を検討していくべき内容 ●：その他

| 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | | 現在及び今後の対応等 |
|-------------------------|--|--|
| ① | ・脳血管疾患の年齢調整死亡率の減少が、発症が減ったのか、治療がよくなったのか、何らかの原因の検証ができるいか検討してもらいたい。【千葉県保健所長会】 | ●脳血管疾患の年齢調整死亡率は全国・本県ともに男女とも減少しています。また、全国的に脳血管疾患の総患者数、脳出血の通院者率は減少しています。発症率についてのデータがなく、原因の検証は難しい状況ですが、既存の各種統計資料より現状の把握をしていきます。 |
| ② | ・特定健診の受診率、特定保健指導の実施率については、国保も全体も目標をかなり下回っています。市町村国保では市町村保健師だけではなく、退職した保健師の支援も受けて受診率向上に努めていますが、マンパワーが不足している状況です。平成30年度からは県も国民健康保険の保険者となることもふまえ、健康福祉センターの保健師による支援などもご検討ください。【千葉県国民健康保険団体連合会】 | |

具体的施策(Ⅲ)生活習慣病の発症予防と重症化予防

3. 糖尿病

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|--|-------------------------------|--|---|
| P 71 | 1 生活習慣と糖尿病の関係についての周知 ○生活習慣と糖尿病の関係について周知を徹底します。 ○自覚症状が乏しいことから、年1回の健診で健康管理を行う必要性を周知します。 | 生活習慣病予防人材育成事業【再掲】 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図るために研修会を開催した。平成25年度から平成28年度（特定健診・特定保健指導の第2期間中）の受講者は延2109名となった。 生活習慣と糖尿病の関係について知識の普及を人材育成に努めた。 |
| | | ライフステージに応じた健康づくり推進事業【再掲】 | 企業や大学等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、望ましい食生活習慣を身につけることの重要性等について普及啓発を実施する。 | 県内の大学に対し、朝食の推進や野菜摂取量の増加を目指した普及啓発を実施した。リーフレット20,000部を県内大学や健康福祉センター等関係機関、及び企業に配布、周知した。年度毎にモデル大学を設定し、大学内の学食を活用した食環境の改善を行った。イベント実施後のアンケートでは、今後の食生活について、朝食を食べたい、野菜を食べたいと回答した者は9割を超えた。 |
| | | 県民大会【再掲】 | 健康ちば21の推進・普及啓発 | 県民大会は平成14年度から毎年テーマを変えて実施しており、健康ちば21（第2次）が策定された平成25年度からは、食生活、喫煙など健康寿命延伸に向けて生活習慣病予防に関するテーマで実施してきた。参加者は平成25年度から計825名が参加しており、糖尿病予防に関する健康情報の普及啓発につながっていると考える。 |
| | | 健康増進普及月間と食生活改善普及運動ポスターの配布【再掲】 | 県民への知識の普及 | 市町村及び関係機関に対して、特定健診受診勧奨を促すスターを、各関係機関が必要とする枚数を的確に送付し、適所に発布してもらうことにより、健診を利用した健康管理の必要性を訴えかけ続けている。 |
| P 71 | 2 特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施を支援 ○特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施に向け、受診率を高めることができるように医療保険者を支援します。 ○今後の取組に生かせるよう県内の特定健診データを収集・分析しその結果を情報発信します。 ○特定保健指導の実施率を高めるため、指導者のスキルアップをはじめ保健指導の向上を図るための人材育成を実施します。 ○効果的な実践例の紹介、広域的な関係機関の調整、情報提供などにより医療保険者を支援します。 | 生活習慣病予防人材育成事業【再掲】 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図るために研修会を開催した。平成25年度から平成28年度（特定健診・特定保健指導の第2期間中）の受講者は延2109名となった。 特定健診・特定保健指導の効果的な実施に向け、受診率を高めることができるよう医療保険者を支援した。研修の内容も、新たに特定健診・保健指導に取組む方への実践者育成研修とスキルアップを図る研修会を開催し人材育成と資質の向上に努めた。 |
| | | 国保・保健主管課長会議 | 市町村国保・保健主管課及び、国保関係機関の課長級を対象とした会議を開催し、関連する情報の提供を図る。 | 市町村国保・保健主管課及び国保関係機関の課長級職員に対して、国民健康保険事業と特定健診・保健指導の実施状況や好事例について情報提供することができた。 |
| | | 情報ナビゲーター事業【再掲】 | 事業で分析されたデータを活用し地域職域連携推進協議会とも連動し効果的支援を行う | 健康づくり情報の活用に係る研修会は平成25年度から開催しており、延110名が参加した。また、保健所や市町村における健康づくり施策の立案や事業評価の効率化、住民への健康教育、保健指導等において具体的な目標を策定に資するため、最新の健康課題評価指標データを算出し、県のホームページに掲載してきた。 |
| | | 地域・職域連携推進事業【再掲】 | 地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。 | 保健所圏地域職域連携推進事業担当者会議では、各健康福祉センターの現状と課題及び取組について情報交換することができた。また、健康格差分析事業報告書や特定健診データを収集・分析した結果等の活用を促す機会となつた。 |
| | | 保健所圏地域・職域連携推進事業【再掲】 | 地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。 | 特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施に向け取り組む健康福祉センターにおいて、受診率を高めることができるように関係機関と連携し啓発物の作成・配布等により周知を図った。 |
| | | 千葉県保険者協議会【再掲】 | 各医療保険者の代表からなる協議会へ県の立場で参加し助言 | 県内医療保険者間で現状について課題を共有したり、情報交換を行う等して、行政と医療保険者が協力しながら健康づくりを推進について話し合った。 |

具体的施策(Ⅲ)生活習慣病の発症予防と重症化予防

3. 糖尿病

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|--|---|--|--|
| P 71 | 3 重症化防止に向けた取組を支援 ○重症化予防の先駆的事例に関する情報提供とともに、糖尿病に係る医療連携について充実を図ります。 ○ハイリスクアプローチとして、特定保健指導において一人ひとりの状態にあつた運動指導や食事指導が効果的に実施できるよう、従事者に対する研修を実施します。 | 千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進事業 生活習慣病予防人材育成事業【再掲】 | 保険者を始めとする関係機関と連携して、千葉県の実情に合わせた糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定及び、プログラムの実用的な運用のため、関係機関の連携体制の構築を図る。 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。 | 平成29年度の新規事業 ・千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定 ・かかりつけ医を対象とした、重症化ハイリスク患者管理の最新情報提供を目的とした研修会 ・保険者を対象とした、効果的な保健指導に関する研修会 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図るために研修会を開催した。平成25年度から平成28年度（特定健診・特定保健指導の第2期期間中）の受講者は延2109名となった。 特定健診・特定保健指導の従事者への研修会を開催し、ハイリスクアプローチとして特定保健指導において一人ひとりの状態にあつた運動指導や食事指導が効果的に実施できるよう、従事者に対する研修を実施した。 |
| P 71 | 4 対策推進のための支援体制の整備 ○生活習慣改善を支援する保健と治療を施す医療との相談支援のための協働・連携を図ります。 | | | |

<評価指標>

○達成度（ランク）の見方

A：現状が目標に達した B：現状値が目標に達していないが改善傾向にある C：現状がかわらない（達成率±5%以内）

D：現状値が悪化している E：目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標

* 達成率＝（策定時の値－現状値）÷（策定時の値－目標値）×100

| No | 目標項目 | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H-年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース |
|----|--|------------------|---------------|------------------|--------------|--|
| 1 | 合併症(糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数)の減少 | 802人 | 738人 | 839人 (H27年末) | D | (一社)日本透析医学会 「慢性透析患者に関する基礎調査」*患者調査における年度末患者数 |
| 2 | 治療継続者の割合の増加 | 88.1% (H23年度) | 95.0% | 86.9% (H27年度) | D | 生活習慣アンケート |
| 3 | 血糖コントロール指標におけるコントロール不良者(HbA1cがJDS値8.0%(NGSP値8.4%)以上の者)の割合の減少 | 男性 (40~74歳) | 1.6% | 1.4% | A | 特定健診・特定保健指導に係るデータ分析 |
| | | 女性 (40~74歳) | 0.7% | 0.6% | A | |

<委員事前意見>

○：現在取組を進めている内容

△：取組を検討していくべき内容

●：その他

| 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | | 現在及び今後の対応等 |
|-------------------------|---|--|
| ① | ・糖尿病性腎症の重症化予防に関しては、今年度、県が予防プログラムを策定し、実用的な運用に向けた体制をとったいたけるところで、期待をしています。保険者が事業を実施するに当っての様々な相談にも、対応をお願いします。【千葉県国民健康保険団体連合会】 | ○平成29年度新規事業である糖尿病性腎症重症化予防対策推進事業については、千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定、かかりつけ医を対象とした重症化ハイリスク患者管理の最新情報提供のための研修会、保険者を対象とした効果定在保健指導に関する研修会を開催していく予定です。本計画と整合性を図り、取組を進めています。 |
| ② | ・糖尿病の重症化予防の事業が、健康づくり支援課で始まるので、その事業とも整合性をとっていただきたい。【千葉県保健所長会】 | ○同上 |
| ③ | ・糖尿病の合併症において、糖尿病性腎症だけではなく、三大合併症の神経障害や糖尿病性の網膜症についてのデータがほしい。【千葉県薬剤師会】 | ●健康21（第2次）の指標については、健康日本21（第2次）の指標に基づき設定しており、合併症のうち、個人の生活の質への影響と医療経済への影響が大きい「糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少」を指標としています。 参考) 平成19年国民健康・栄養調査「医師から糖尿病と言われた人における治療経験別合併症の割合（20歳以上総数）」 神経障害「あり 11.8%」、網膜症「あり 10.6%」、腎症「あり 11.1%」、足壊疽「あり 0.7%」 |
| ④ | ・糖尿病の予防、治療における歯周病との関連については専門医からの報告がなされており、周知と医科歯科連携を図るべきと考える。【千葉県歯科医師会】 | ○生活習慣病の予防や全身と口腔の関係等を考慮しながら、県民の歯・口腔保健意識の向上を図るために、歯と口の健康週間や「いい歯の日」のイベント実施など、千葉県歯科医師会、千葉県歯科衛生士会、市町村等と連携しながら普及啓発に努めています。また、がん患者口腔ケア医療連携事業等の事業を通して引き続き医科歯科連携を図っています。 |
| ⑤ | ・糖尿病については、各指標の目標が達成されていない。これを改善するには、事業主から社員への情報提供が有効と思われる。よって、商工会議所等の経済団体や業界団体の会合の場で、生活習慣と糖尿病の関係、人工透析には年間500万の医療費が発生し健康保険料にも影響を及ぼすこと、社員が人工透析になったときのアブセンティズム（体調不良による欠勤）のリスク等について事業主等に周知を図ることを検討いただきたい。【全国健康保険協会千葉支部】 | △働く世代への普及啓発の方法等、職域保健と連携した取組を検討していく必要があります。 |

具体的施策(Ⅲ)生活習慣病の発症予防と重症化予防

4. COPD(慢性閉塞性肺疾患)

<具体的施策への取組>

| 冊子 ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-----------|--|---------------------|--|--|
| P 74 | 1 特定健康診査等を活用しCOPDについての情報を発信します。 | たばこと健康に関する知識の啓発 | 喫煙とCOPDの関係や、COPDの症状等を普及啓発し、喫煙率の減少に繋げる。県内新成人に対してたばこ対策のリーフレットを配付し、その中でCOPDの啓発を行う。 | まずはCOPDの認知度向上に向けて、特定健診・特定保健指導、がん検診等の各種機会を捉えて啓発に努めている。平成29年度からはより幅広い機会で啓発を行うことができるよう啓発物を工夫し、実施している。 |
| | | 一人ひとりに応じた健康支援事業【再掲】 | 医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・養護教諭等の保健医療分野の従事者を対象とした保健医療従事者等研修会の開催や各健康福祉センターでの電話相談・研修会を実施している。 | 平成26年度から、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・養護教諭等の保健医療分野の従事者を対象とした保健医療従事者等研修会において、「COPDについて」をテーマに支援者の資質向上を図るために講演を行っている。 |
| P 74 | 2 医療保険者の取組を支援します。 ○医療保険者にCOPDのスクリーニング票の紹介をするなどにより、健診導入事例の紹介を行うなど、早期発見に向けた取組を促します。 ○特定保健指導従事者の研修において、COPDをプログラムに取り入れます。 | 生活習慣病予防人材育成事業【再掲】 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。 | 特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図るために研修会を開催した。平成25年度から平成28年度（特定健診・特定保健指導の第2期期間中）の受講者は延2109名となった。 特定健診・特定保健指導の従事者への研修会を開催し、プログラムにCOPDについて取り入れ、従事者に対する研修を実施した。 |
| P 74 | 3 禁煙したい人が直ちに禁煙できるための支援環境を整えるため、禁煙に向けた相談窓口や禁煙外来の情報提供を行います。 | 禁煙支援者研修会 | 喫煙者が禁煙に取り組みやすくなるための環境づくりとして、県ホームページに禁煙治療に保険が適用できる県内医療機関の情報を掲載するほか、学校・職場・地域において禁煙支援に携わる方を対象に禁煙支援技術に関する研修会を開催する。 | 禁煙支援者研修会は10年以上の長きにわたって継続的に実施しており、喫煙者が禁煙に取り組む際に後押しできる環境づくりに努めている。近年は禁煙治療における効果が証明されている動機付け支援法をテーマとしてすることで、より効果的な支援を行っている。 |

<評価指標>

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| ○達成度（ランク）の見方 A：現状が目標に達した B：現状値が目標に達していないが改善傾向にある C：現状がかわらない（達成率±5%以内） D：現状値が悪化している E：目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標 ※ 達成率＝（策定時の値－現状値）÷（策定時の値－目標値）×100 | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|

| No | 目標項目 | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H 年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース |
|----|-------------|------------------|---------------|------------------|--------------|-----------|
| 1 | COPDの認知度の向上 | 47.7% (H25年度) | 80.0% | 46.7% (H27年度) | C | 生活習慣アンケート |

<委員事前意見>

○：現在取組を進めている内容 △：取組を検討していくべき内容 ●：その他

| 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | | 現在及び今後の対応等 |
|-------------------------|--|--|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> COPDについても各指標の目標が達成されていないため、経済団体等の会合の場を活用した周知を検討いただきたい。【全国健康保険協会千葉支部】 | <ul style="list-style-type: none"> 保健所圏地域・職域連携推進事業において、各地域の課題に応じ、労働基準監督署・商工会議所・食品衛生協会・理美容組合等と共同で職域における喫煙対策に取り組んでおり、COPDについても併せて周知啓発を図っています。 △働く世代への普及啓発の方法等、職域保健と連携した取組を検討していく必要があります。 |

具体的施策(IV)つながりを生かし、健康を守り支える環境づくり

1. 地域社会のつながりの醸成

<具体的施策への取組>

| 冊子ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-------|---|------------------|--|---|
| P77 | 1 生涯教育、スポーツ、防災、福祉等既に活動している様々な団体活動やコミュニティづくりの場において、健康づくりの視点を取り入れられるよう働きかけます。 | 食生活改善推進員研修事業【再掲】 | 各市町村で活動している食生活改善推進員に対し、推進員活動の意義及び千葉県の現状と課題を踏まえた推進員活動を展開するための正しい知識又は技術の教育研修を開催する。 | 平成21年度より毎年、700名以上の推進員に向けて減塩を中心とした講演や調理実習等を行い、知識や技術の習得を図り、食生活改善活動の実施時に役立てることができている。 |
| | | 母子保健推進員研修会 | 管内の母子保健推進員に対し、地域の特性にあわせた講演会を開催する。 | 管内の母子保健推進員に対し、地域の特性にあわせた講演会を開催することにより、自分自身の健康増進やより良い活動につながったと思われる。 |
| P77 | 2 先駆的な取り組みやソーシャルキャピタルの強化の成功事例などについて情報収集に努め、様々な場面で県民に発信します。 | 地域・職域連携推進事業【再掲】 | 健康格差の実態把握及び要因分析を実施し、県民の健康づくりを担う市町村等へ周知を図る。 | 健康格差の実態把握及び要因分析を実施し、報告書を作成した。その結果と県内市町村等の好活動事例を提供し、県民の健康づくりを担う市町村等の活動の資料として活用の周知を図った。 |

2. 健康支援のための社会参加・社会貢献

<具体的施策への取組>

| 冊子ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-------|---|---------------------|--|--|
| P79 | 1 県民の主体的な活動による健康づくり対策の成功事例の活動内容の把握に努め、情報発信します。 | 地域・職域連携推進事業【再掲】 | 健康格差の実態把握及び要因分析を実施し、県民の健康づくりを担う市町村等へ周知を図る。 | 健康格差の実態把握及び要因分析を実施し、報告書を作成した。その結果と県内市町村等の好活動事例を提供し、県民の健康づくりを担う市町村等の活動の資料として活用の周知を図った。 |
| P79 | 2 健康づくりに自発的に取り組む企業・団体等の活動を把握し、県民に情報提供するとともに、行政等地域と職域のさらなる連携推進を図ります。 | 地域・職域連携推進事業【再掲】 | 地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。 | 健康ちば21（第2次）の目標値であるスマート・ライフ・プロジェクトへの登録を推進するため、ホームページへの掲載や保健所圏地域・職域連携推進担当者会議において周知を図った。 |
| | | 保健所圏地域・職域連携推進事業【再掲】 | 地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。 | 健康ちば21（第2次）の目標値であるスマート・ライフ・プロジェクトへの登録を推進するため、地域保健と職域保健で行う共同事業の中で、研修会や講習会等の各種機会をとらえ、周知を図った。 |
| | | ちは食育活動促進事業【再掲】 | 食育の大切さを県民にアピールするため、食育月間を中心に年間を通して、ボランティアや関係団体等が県内各地で行うイベント等で配布するための啓発資料を作成し、普及啓発を図る。 | 第2次食育推進計画（平成25年度～平成28年度）では、地産地消を通じた食育の推進など各種施策に取り組んだところであり、「千葉県産農林水産物」を購入したいと思う県民が増加するなど、一定の成果が見られるものの、農林漁業体験の参加県民の割合や朝食を摂らない県民割合について、目標を下回った。食育月間における広報・啓発、食育啓発リーフレットの作成・配布、ちは食育サポート企業と連携した学校参加型食育体験プログラムの配布等を実施するほか、平成28年度は、第3次千葉県食育推進計画（平成29年度～平成33年度）の作成、公表を行った。 |
| P79 | 3 住民の主体的な活動を推進するための人材育成を支援します。 | 母子保健推進員研修会【再掲】 | 管内の母子保健推進員に対し、地域の特性にあわせた講演会を開催する。 | 管内の母子保健推進員に対し、地域の特性にあわせた講演会を開催することにより、自分自身の健康増進やより良い活動につながったと思われる。 |
| | | 食生活改善推進員研修事業【再掲】 | 各市町村で活動している食生活改善推進員に対し、推進員活動の意義及び千葉県の現状と課題を踏まえた推進員活動を展開するための正しい知識又は技術の教育研修を開催する。 | 平成21年度より毎年、700名以上の推進員に向けて減塩を中心とした講演や調理実習等を行い、知識や技術の習得を図り、食生活改善活動の実施時に役立てることができている。 |

具体的施策(IV)つながりを生かし、健康を守り支える環境づくり

3. 健康格差の実態と要因分析

<具体的施策への取組>

| 冊子ページ | 県が実施する具体的施策・取組の方向性 | 関連事業名 | 関連事業の内容 | 具体的施策・取組の方向性に対するこれまでの成果 |
|-------|--|-----------------|--|--|
| P 81 | 1 市町村、医療保険者、保健医療関係団体が対象を絞った働きかけが出来るよう、健康格差に関する情報を提供します。 | 情報ナビゲーター事業【再掲】 | 事業で分析されたデータを活用し地域職域連携推進協議会とも運動し効果的支援を行う。 | 健康づくり情報の活用に係る研修会は平成25年度から開催しており、延110名が参加した。また、保健所や市町村における健康づくり施策の立案や事業評価の効率化、住民への健康教育、保健指導等において具体的な目標を策定に資するため、最新の健康課題評価指標データを算出し、県のホームページに掲載してきた。 |
| | | 地域・職域連携推進事業【再掲】 | 健康格差の実態把握及び要因分析を実施し、県民の健康づくりを担う市町村等へ周知を図る。 | 健康格差の実態把握及び要因分析を実施し、報告書を作成した。その結果と県内市町村等の好活動事例を提供し、県民の健康づくりを担う市町村等の活動の資料として活用の周知を図った。 |
| P 81 | 2 健康格差の背景にある要因を分析し、格差解消の方策を検討するための基礎資料となるよう、各種健診結果やアンケート結果の分析等を通じモニタリングを実施します。 | 地域・職域連携推進事業【再掲】 | 健康格差の実態把握及び要因分析を実施し、県民の健康づくりを担う市町村等へ周知を図る。 | 健康格差の実態把握及び要因分析を実施し、報告書を作成した。その結果と県内市町村等の好活動事例を提供し、県民の健康づくりを担う市町村等の活動の資料として活用の周知を図った。 |
| P 81 | 3 健康格差の縮小にはソーシャルキャピタルの強化が必要であることから、これに努めます。 (1. 地域社会のつながりの醸成の項参照) | | | |

<評価指標>

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| ○達成度（ランク）の見方 A：現状が目標に達した B：現状値が目標に達していないが改善傾向にある C：現状がかわらない（達成率±5%以内） D：現状値が悪化している E：目標設定時以後、調査等が実施されていないなどの理由で現時点では評価できない指標 ※ 達成率＝（策定時の値－現状値）÷（策定時の値－目標値）×100 | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|

1. 地域社会のつながりの醸成

| No | 目標項目 | 策定時の値 (H22年) | 目標値 (H34年) | 現状値 (H 年(年度)) | 達成度 (ランク) | データソース | |
|----|--|----------------------------|------------------|------------------|------------------|--------|-----------|
| 1 | 地域のつながりの強化 (居住地域でお互いに助け合っていると思う人の割合の増加) | (参考値:自分と地域のつながりが強い方だと思う割合) | 40.0% (H25年度) | 65.0% | 40.9% (H27年度) | C | 生活習慣アンケート |

2. 健康支援のための社会参加・社会貢献

| | | | | | | | |
|---|---------------------------------|------------------------------------|----------------|-------|----------------|---|-----------------------|
| 1 | 健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている人の割合の増加 | (参考値:健康や医療サービスに関するボランティア活動をしている割合) | 3.2% (H23年) | 25.0% | 3.1% (H28年) | C | 総務省「社会生活基本調査」都道府県別データ |
|---|---------------------------------|------------------------------------|----------------|-------|----------------|---|-----------------------|

3. 健康格差の実態と要因分析

| | | | | | | |
|---|-------------------------------------|-----------------|-------|----------------------|---|--------------------------|
| 1 | 健康づくりに関する活動に取り組み自発的に情報発信を行う企業・団体の増加 | 12団体 (H23年度) | 100団体 | 108団体 (H29年6月14日) | A | Smart Life Projectの参画企業数 |
|---|-------------------------------------|-----------------|-------|----------------------|---|--------------------------|

<委員事前意見>

1. 地域社会のつながりの醸成

○：現在取組を進めている内容 △：取組を検討していくべき内容 ●：その他

| ① | 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | 現在及び今後の対応等 |
|---|--|-----------------------|
| | | △他県の取組等の情報収集を行っていきます。 |
| ① | ・現役世代への健康づくりを推進していくため、被用者保険との連携強化も項目に加えていただきたい。また、現在、協会けんぽ千葉支部では、健康経営の普及促進の一環として、健康な職場づくり宣言事業を実施しているところであるが、健康経営の更なる普及促進のため、優良な事業所等を県と協会けんぽが連名で表彰する制度の創設を検討していただきたい。【全国健康保険協会千葉支部】 | |

3. 健康格差の実態と要因分析

| ① | 中間評価において今後検討・推進すべき点等の意見 | 現在及び今後の対応等 |
|---|---|--|
| | | ●健康格差の要因分析については、平成28年7月に作成した「千葉県健康格差分析事業報告書」により実施しました。生活習慣と寿命及び疾病死亡率との関連や社会環境（近所付き合いや地縁等の結びつき）と寿命及び疾病死亡率に関連があることがわかったことから、引き続き、県民の生活習慣改善へ向けた施策の推進や各市町村等の健康づくり施策に活用してもらうための各種健康指標等の情報を提供していきます。 |
| ① | ・どこまで市町村格差の要因分析をするかの目標があつてもいいと思われる。【千葉県保健所長会】 | |

